

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令  
(電波法施行規則の一部改正)

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条　〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域」とする。</p> <p>備考　表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	<p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条　〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域」とする。</p>

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の単位)</p> <p>第二条の二一 前条第一項の規定にかかるらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、当該無線局の送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）<sup>ア</sup>ことに行わなければならない。</p> <p>2  前条第一項の規定にかかるらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局に限る。）の免許の申請は、当該無線局の送信装置（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を移動範囲に含む無線局の送信装置を除く。）<sup>ア</sup>ことに行わなければならない。</p> <p>別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>[注1～22 略]</p> <p>23 22の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るものうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>また、ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>(8) ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。</p> <p>（記載例）</p> <p>「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」</p> <p>(9) [略]</p> <p>[24～38 略]</p>	<p>(免許の単位)</p> <p>第二条の二一 前条第一項の規定にかかるらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、<u>送信設備</u>の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）<sup>ア</sup>ことに行わなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>[注1～22 同左]</p> <p>23 [同左]</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(7) [同左]</p> <p>[24～38 同左]</p>

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～16 略]

17 16の欄は、次によること。

[(1)～(3) 略]

(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

[(5)～(8) 略]

(9) ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

〔略〕

[18～29 略]

備考 表中の〔 〕の記載及び表象規定の11画に縦を付した標記部分を斜く全体に付した縦は注記である。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式同左]

[注1～16 同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、施行規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

[(5)～(8) 同左]

〔新設〕

〔9〕 [同左]

[18～29 同左]

附 則  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際に免許若しくは予備免許を受けている設備規則第三条第十五号に規定するロードカル5Gの無線局については、この省令による改正後の電波法施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第二号、第七号の二及び第七号の四の規定に基づき、令和六年総務省告示第一百七十七号（電波法施行規則第一号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするロードセル5G（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二条第十五号に規定するロードセル5Gをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ロードセル5G又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うもの並びに電気通信業務を行うことを目的とするロードセル5Gであつて令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。</p> <p>〔二〕 略</p> <p>三 施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ロードセル5Gの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うもの並びに令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。</p>	<p>一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするロードセル5G（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二条第十五号に規定するロードセル5Gをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ロードセル5G又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものとする。</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>三 施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ロードセル5Gの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 四・六 GHzを超える四・八 GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>(1) 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項及び次項において同じ。）以下の場合 別表第一に定める地域</p> <p>〔2・3〕 略</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>二 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>(1) 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下の場合 別表第一に定める地域</p> <p>〔2・3〕 同上</p> <p>ハ 海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>「新設」</p>
<p>一 四・八 GHzを超える四・九 GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1・2〕 略</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1～3〕 略</p> <p>二 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1・2〕 同上</p> <p>ロ 屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。</p> <p>ハ 海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1～3〕 同上</p> <p>「新設」</p>
<p>二 一・八・一 GHzを超える一・九・一 GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局</p> <p>イ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>ロ 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p> <p>三 四・六 GHzを超える四・八 GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行いうもの）を除く。）</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に掲げる地域とする。</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。</p> <p>ニ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。</p>	<p>二 一・八・一 GHzを超える一・九・一 GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局の送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>

	(1) イ、ロ及びハに定める地域
	(2) 別表第七に掲げる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び別表第八に掲げるヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の敷地（①に定める地域を除く。）
	(3) 空港等及びヘリポートの着陸帯（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第六項に規定する着陸帯をいう。以下同じ。）及び進入区域（同条第七項に規定する進入区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの外側二十メートル以内の地域（①及び②に定める地域を除く。）
五	四・六GHzを超える四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）
	イ 屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。
	ロ 屋内（海城及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に定める地域及び北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、別表第一に定める地域以外の地域とする。
	ハ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。
六	二 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。
	四・八GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）
	イ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。
	ロ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。
	(1) イに定める地域
	(2) 送信設備に係る空中線の絶対利得が次に掲げる場合において、次に定める地域（①に定める地域を除く。）
	(ア) (+) デシベルを超える場合 全国
	(イ) ○デシベルを超える (+) デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から三十五メートルを超える上空に限る。）
	(ウ) (-) デシベルを超える ○デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から九十八メートルを超える上空に限る。）
	(エ) (-) デシベルを超える (-) デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から百五十メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三十メートル以内の上空においては地表又は水面から百五十三メートルを超える上空）に限る。）
	(オ) (-) デシベルを超える (-) デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から百五十メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三十メートル以内の上空においては地表又は水面から一百三メートルを超える上空）に限る。）

〔新設〕

〔新設〕

		(イ) 四デシベルを超える場合	(イ) 四デシベル以下の場合は地表から百五十メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三十メートル以内の上空においては地表又は水面から一百四十七メートルを超える上空）に限る。）
		(キ) 四デシベル以下の場合は地表又は水面から百五十メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三十メートル以内の上空においては地表又は水面から一百七十五メートルを超える上空）に限る。）	
	(3)	空港等及びヘリポートの敷地	(1) 及び(2)に定める地域を除く。）
	(4)	空港等及びヘリポートの着陸帯及び進入区域並びにそれらの外側六千五百九十八メートル以内の地域	(1) (2) 及び(3)に定める地域を除く。）
七	四・八GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行いうるものに限る。）		〔新設〕
	イ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。		
	ロ 屋外（イに定める地域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。		
八	ハ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。		
	二八・一GHzを超える一九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。	〔新設〕	
九	二八・一GHzを超える一九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）	〔新設〕	
	イ 屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。		
	ロ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。		
	ハ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。		
別表第一	都道府県	市町村	都道府県
北海道		函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、龜田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塙郡遠別町、天塙郡天塙町、天塙郡豊富町、天塙郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡人雲町、標津郡中標津町	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、龜田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塙郡遠別町、天塙郡天塙町、天塙郡豊富町、天塙郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡人雲町、標津郡中標津町

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、龜田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塙郡遠別町、天塙郡天塙町、天塙郡豊富町、天塙郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡人雲町、標津郡中標津町



別表第二

鹿児島県	波佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市及 <del>シ</del> 西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町及 <del>シ</del> 大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東山村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北之城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及 <del>シ</del> 八重山郡与那国町

別表第二

鹿児島県	佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市及 <del>シ</del> 西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東山村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北之城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及 <del>シ</del> 八重山郡与那国町

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、龜田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及 <del>シ</del> 檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村及 <del>シ</del> 北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、龜田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及 <del>シ</del> 檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、

沖縄県	鹿児島県	宮崎県	長崎県	佐賀県	福岡県	山口県	岡山県	鳥取県	和歌山县	三重県	愛知県	静岡県	石川県	新潟県	秋田県
	、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市 うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町 、大島郡与論町、大島郡龍郷町及北大島郡和泊町	宮崎市、都城市、日南市、小林市及串間市	松浦市、対馬市、壱岐市及東彼杵郡東彼杵町	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町及藤津郡太良町	柳川市及大川市	庄原市及山県郡安芸太田町	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市及阿武郡阿武町	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵	新見市	岡山県	庄原市	庄原市	新見市	鳥取県

沖縄県	鹿児島県	宮崎県	長崎県	佐賀県	福岡県	山口県	岡山県	鳥取県	和歌山县	三重県	愛知県	静岡県	石川県	新潟県	秋田県
、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市 うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町 、大島郡与論町、大島郡龍郷町及北大島郡和泊町	宮崎市、都城市、日南市、小林市及串間市	松浦市、対馬市、壱岐市及東彼杵郡東彼杵町	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町及藤津郡太良町	柳川市及大川市	庄原市及山県郡安芸太田町	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市及阿武郡阿武町	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵	新見市	岡山県	庄原市	庄原市	新見市	鳥取県	鳥取県

〔別表第三〕別表第六 略

別表第七

野塹村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村  
、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中  
城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、  
島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島  
尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及び八重山郡与那国町

野塹村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村  
、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中  
城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、  
島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島  
尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

〔別表第三〕別表第六 同上

〔新設〕

空港その他飛行場
札幌飛行場（北海道札幌市）
函館空港（北海道函館市）
釧路空港（北海道釧路市）
帯広空港（北海道帯広市）
稚内空港（北海道稚内市）
紋別空港（北海道紋別市）
新千歳空港（北海道千歳市）
千歳飛行場（北海道千歳市）
恵庭飛行場（北海道恵庭市）
奥尻空港（北海道奥尻郡奥尻町）
旭川空港（北海道上川郡東神楽町）
礼文空港（北海道礼文郡礼文町）
利尻空港（北海道利尻郡利尻富士町）
女満別空港（北海道網走郡大空町）
中標津空港（北海道標津郡中標津町）
青森空港（青森県青森市）
三沢飛行場（青森県三沢市）
花巻空港（岩手県花巻市）
仙台空港（宮城县名取市）
秋田空港（秋田県秋田市）
大館能代空港（秋田県北秋田市）
庄内空港（山形県酒田市）
山形空港（山形県東根市）
福島空港（福島県石川郡玉川村）
竜ヶ崎飛行場（茨城県龍ヶ崎市半田町三一七七）

百里飛行場	(茨城県小美玉市)
木ソダエアポート	(埼玉県比企郡川島町出丸下郷五三一)
成田国際空港	(千葉県成田市)
東京国際空港	(東京都大田区)
調布飛行場	(東京都調布市)
大島空港	(東京都大島支庁管内大島町)
新島空港	(東京都大島支庁管内新島村)
神津島空港	(東京都大島支庁管内神津島村)
三宅島空港	(東京都三宅支庁管内三宅村)
八丈島空港	(東京都八丈支庁管内八丈町)
新潟空港	(新潟県新潟市)
佐渡空港	(新潟県佐渡市)
富山空港	(富山县富山市)
小松飛行場	(石川県小松市)
能登空港	(石川県鳳珠郡穴水町)
福井空港	(福井県坂井市)
松本空港	(長野県松本市)
静岡空港	(静岡県牧之原市)
中部国際空港	(愛知県常滑市)
名古屋飛行場	(愛知県西春日井郡豊山町)
八尾空港	(大阪府八尾市)
関西国際空港	(大阪府泉南郡田尻町)
神戸空港	(兵庫県神戸市)
大阪国際空港	(兵庫県伊丹市)
但馬飛行場	(兵庫県豊岡市)
南紀白浜空港	(和歌山县西牟婁郡白浜町)
鳥取空港	(鳥取県鳥取市)
美保飛行場	(鳥取県境港市)
石見空港	(島根県益田市)
出雲空港	(島根県簸川郡斐川町)
隱岐空港	(島根県隱岐郡隱岐の島町)
岡山空港	(岡山县岡山市)
岡南飛行場	(岡山县岡山市)

玄島空港	(玄島県二原市)
山口宇部空港	(山口県宇部市)
岩国飛行場	(山口県岩国市)
徳島飛行場	(徳島県板野郡松茂町)
高松空港	(香川県高松市)
松山空港	(愛媛県松山市)
高知空港	(高知県南国市)
北九州空港	(福岡県北九州市)
福岡空港	(福岡県福岡市)
佐賀空港	(佐賀県佐賀市)
長崎空港	(長崎県大村市)
対馬空港	(長崎県対馬市)
壱岐空港	(長崎県壱岐市)
福江空港	(長崎県五島市)
小値賀空港	(長崎県北松浦郡小値賀町)
上五島空港	(長崎県南松浦郡新上五島町)
天草飛行場	(熊本県天草市)
熊本空港	(熊本県菊池郡菊陽町)
大分県央飛行場	(大分県豊後大野市)
大分空港	(大分県国東市)
宮崎空港	(宮崎県宮崎市)
鹿児島空港	(鹿児島県霧島市)
奄美空港	(鹿児島県奄美市)
種子島空港	(鹿児島県熊毛郡中種子町)
屋久島空港	(鹿児島県熊毛郡屋久島町)
喜界空港	(鹿児島県大島郡喜界町)
徳之島空港	(鹿児島県大島郡天城町)
沖永良部空港	(鹿児島県大島郡和泊町)
与論空港	(鹿児島県大島郡与論町)
那覇空港	(沖縄県那覇市)
新石垣空港	(沖縄県石垣市)
宮古空港	(沖縄県宮古島市平良)
下地島空港	(沖縄県宮古島市伊良部)

別表第八

伊江島空港（沖縄県国頭郡伊江村）
慶良間空港（沖縄県島尻郡座間味村）
粟国空港（沖縄県島尻郡粟国村）
南大東空港（沖縄県島尻郡南大東村）
北大東空港（沖縄県島尻郡北大東村）
久米島空港（沖縄県島尻郡久米島町）
多良間空港（沖縄県宮古郡多良間村）
波照間空港（沖縄県八重山郡竹富町）
与那国空港（沖縄県八重山郡与那国町）
ヘリポート
豊富ヘリポート（北海道天塩郡豊富町字西豊富）
米沢ヘリポート（山形県米沢市八幡原一-四四四-九）
栃木ヘリポート（栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台一二八-一）
群馬ヘリポート（群馬県前橋市下阿内町三七七-一）
高崎ヘリポート（群馬県高崎市八千代町一-七-一和田橋交通公園内）
東京都東京ヘリポート（東京都江東区新木場四丁目）
静岡ヘリポート（静岡県静岡市葵区諏訪八-一〇）
若狭ヘリポート（福井県小浜市高塚六六-一〇）
津市伊勢湾ヘリポート（三重県津市靈山鰐管町一一一）
奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町一四四六）
広島ヘリポート（広島県広島市西区鶴音新町四-一〇）
枕崎ヘリポート（鹿児島県枕崎市あけぼの町二六四）
北海道警察ヘリポート（北海道札幌市中央区北二条西七-一-一）
青森県庁ヘリポート（青森県青森市新町一-四-五）
岩手県警察盛岡ヘリポート（岩手県盛岡市内丸二-四〇）
宮城県庁ヘリポート（宮城県仙台市青葉区本町二-八-一）
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）
福島県警察ヘリポート（福島県福島市荒井字下笊森八-一-一）
茨城県庁ヘリポート（茨城県水戸市笠原町九七八-六）
前山下妻ヘリポート（茨城県下妻市高道祖五四一三-一）
つくばヘリポート（茨城県つくば市土境九九二）
みかもヘリポート（栃木県佐野市鴻川町宇八幡三九九-一）

〔新設〕

群馬県警察ヘリポート（群馬県前橋市大手町一-一-一）
プラスヘリポート（群馬県前橋市神沢の森一）
さいたま広域防災拠点ヘリポート（埼玉県さいたま市中央区新都心一-一-さいたま新都心合同庁舎二号館）
朝日・川越ヘリポート（埼玉県川越市大字平塚字中割六六一-一）
美樹ヘリポート（千葉県千葉市緑区下大和田町一三七五番一）
浦安ヘリポート（千葉県浦安市千鳥一四）
千葉西総合病院ヘリポート（千葉県松戸市金ヶ作一〇七一）
警視庁本部屋上ヘリポート（東京都千代田区霞が関一-一-一）
中央合同庁舎第二号館ヘリポート（東京都千代田区霞が関一-一-一中央合同庁舎第二号館）
東京朝日ヘリポート（東京都中央区築地五一-一-朝日新聞社東京本社）
アクトヒルズヘリポート（東京都港区赤坂一-一-一-一-一）
芝浦ヘリポート（東京都港区海岸三一五一〇）
神奈川県警察ヘリポート（神奈川県横浜市中区海岸通二一四）
横浜ヘリポート（神奈川県横浜市金沢区福浦三一-一）
山梨県警察ヘリポート（山梨県西八代郡市川三郷町黒澤五二七五）
山梨県立中央病院ヘリポート（山梨県甲府市富士見一-一-四五）
日本航空学園双葉ヘリポート（山梨県甲斐市大字志田字向河原一〇五三一-一四）
佐久総合病院佐久医療センターヘリポート（長野県佐久市中込字西大堰手前二四〇〇-一八）
浜松市消防ヘリポート（静岡県浜松市浜北区四大地一〇-一）
SBS静岡ヘリポート（静岡県静岡市駿河区登呂三一-一-一）
富山県立中央病院ヘリポート（富山県富山市西長江一-一-七八）
富山市民病院ヘリポート（富山県富山市今泉北部町一-一）
砺波総合病院ヘリポート（富山県砺波市新富町一-六一）
高岡市民病院屋上ヘリポート（富山県高岡市宝町四一-一）
石川県警察ヘリポート（石川県金沢市湊一-一五五一〇）
福井県立病院ヘリポート（福井県福井市四ツ井一-一八一-一）
岐阜県警察ヘリポート（岐阜県岐阜市薮田南一-一-一）
岐阜県総合医療センターヘリポート（岐阜県岐阜市野一色四一六一）
大垣市民病院ヘリポート（岐阜県大垣市南瀬町四一八六）
中濃厚生病院ヘリポート（岐阜県閼市若草通五一-一）

愛知県警察ヘリポート（愛知県名古屋市中区三の丸一-一-一）
トヨタ名駅ヘリポート（愛知県名古屋市中村区名駅四-七〇一-一）
アルペン丸の内ヘリポート（愛知県名古屋市中区丸の内一-九-四〇）
三重県警察ヘリポート（三重県津市栄町一-一〇〇）
三重県立総合医療センターヘリポート（三重県四日市市大字日永五四五〇-一-一一）
三重県立志摩病院ヘリポート（三重県志摩市阿児町鵜方一-二五七）
滋賀県警察本部ヘリポート（滋賀県大津市京町一-一-一）
滋賀県警察ヘリポート（滋賀県蒲生郡日野町北脇カニ山一-一-一）
大阪航空日野ヘリポート（滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字中瀬二-一四-七一）
京都府警察ヘリポート（京都府京都市上京区下立堀塩座東入敷ノ内町）
京都府ヘリポート（京都府久世郡久御山町市田西觀世五一）
京都消防ヘリポート（京都府京都市伏見区横大路千両松町）
大阪府警察本部ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前三-一-一-一）
N H K 大阪ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前四-一-一-〇）
大阪ヘリポート（大阪府大阪市此花区北港緑地一-一-一-一）
近畿地方整備局海上ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前三-一-一四一）
兵庫県庁ヘリポート（兵庫県神戸市中央区下山手通五-一〇-一）
兵庫県警察ヘリポート（兵庫県神戸市中央区下山手通五-四-一）
兵庫県立災害医療センターヘリポート（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一-二-一-一）
N T T 神戸中央ビルヘリポート（兵庫県神戸市中央区海岸通一-一）
三木防災ヘリポート（兵庫県三木市志染町御坂一-一九）
明石川崎ヘリポート（兵庫県明石市川崎町一-一）
和歌山県立医科大学附属病院ヘリポート（和歌山县和歌山市紀三井寺八-一-一）
島精機ヘリポート（和歌山县和歌山市坂田人五-一）
小倉C・Cヘリポート（和歌山县和歌山市下三毛勝宝山八七九）
島根県立中央病院ヘリポート（島根県出雲市姫原町一-一-一）
岡山県庁ヘリポート（岡山県岡山市内山下一-一四-六）
N H K 広島ヘリポート（広島県広島市中区大手町一-一-一-一-一）
岡南ヘリポート（山口県周南市岐南町八-二二一）
徳島県警察ヘリポート（徳島県徳島市万代町一-一五-一）
高知県警察本部ヘリポート（高知県高知市丸ノ内一-一四-三〇）
高知医療センターヘリポート（高知県高知市池二-一-一五-一）
N H K 福岡ヘリポート（福岡県福岡市中央区六本松一-一-一〇）

福岡県済生会福岡総合病院ヘリポート（福岡県福岡市中央区天神一丁三一四六）
福岡和白病院ヘリポート（福岡県福岡市東区和白丘二丁一七五）
九州大学病院ヘリポート（福岡県福岡市東区馬出二丁一）
福岡市立こども病院ヘリポート（福岡県福岡市東区香椎照葉五丁一）
久留米大学ヘリポート（福岡県久留米市旭町六七）
聖マリア病院ヘリポート（福岡県久留米市津福本町四丁一）
佐賀大学医学部附属病院ヘリポート（佐賀県佐賀市鍋島五丁八）
宮崎病院ヘリポート（長崎県諫早市久山町一五七五一）
長崎県庁ヘリポート（長崎県長崎市尾上町一二番一号）
長崎医療センターヘリポート（長崎県大村市久原二丁一〇〇一一）
熊本県警察ヘリポート（熊本県熊本市水前寺六丁八一）
済生会熊本病院ヘリポート（熊本県熊本市近見五丁二一）
大分県庁ヘリポート（大分県大分市大手町三丁一）
米盛病院ヘリポート（鹿児島県鹿児島市与次郎一丁七一）
沖縄県警察ヘリポート（沖縄県那覇市泉崎一丁一）

**備考** 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省訓令第＊＊号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和＊年＊＊月＊＊日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1・第2 略〕</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 〔(1)～(11) 略〕</p> <p>(12) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより通信の円滑な実施を確保できない場合又は基地局の置局状況等から円滑な通信が実施できない場所において人命の救助等の要請があった場合、若しくはその訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備をびょう泊、係留、自動船位保持装置の作動その他の一定の位置に留まる措置をとった船舶、係留気球(風速25mに耐えることができるものに限る。)及び航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する<u>無人航空機</u>(以下「無人航空機」という。)(自動で一定の位置及び高度を維持する機能を有し、飛行範囲を制限する係留装置を有しているものあって、風速10mに耐えることができるものに限る。(13)において同じ。)に設置し開設することができる。この場合において、気象条件等に応じ</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1・第2 同左〕</p> <p>第3 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>〔(1)～(11) 同左〕</p> <p>(12) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより通信の円滑な実施を確保できない場合又は基地局の置局状況等から円滑な通信が実施できない場所において人命の救助等の要請があった場合、若しくはその訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備をびょう泊、係留、自動船位保持装置の作動その他の一定の位置に留まる措置をとった船舶、係留気球(風速25mに耐えることができるものに限る。)及び航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する<u>無人航空機</u>(自動で一定の位置及び高度を維持する機能を有し、飛行範囲を制限する係留装置を有しているものあって、風速10mに耐えることができるものに限る。(13)において同じ。)に設置し開設することができる。この場合において、気象条件等に応じた十分な安全対策が施された</p>

た十分な安全対策が施された上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。

[(13) 略]

(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局(中継を行うものを除く。以下この(14)において同じ。)、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局であって、航空法第2条第1項に規定する航空機(以下「航空機」という。)及び無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。

[2～16 略]

[第4～第26 略]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

[(ア)～(カ) 略]

(キ) 「実用化試験局」

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空機及び無人航空機等に搭載して使用するものをいう。

[(ク)～(ヌ) 略]

[イ～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。

[(13) 同左]

(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局(中継を行うものを除く。)であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。

[2～16 同左]

[第4～第26 同左]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 同左]

第2 [同左]

1 [同左]

[(1)～(15) 同左]

(16) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(カ) 同左]

(キ) 「実用化試験局」

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機(以下「無人航空機」という。)等に搭載して使用するものをいう。

[(ク)～(ヌ) 同左]

[イ～オ 同左]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式のものであって、航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[(B) 略]

[B～D 略]

[キ 略]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするために、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ(1)、第49条の6の12第1項第1号へ(1)又は第49条の6の13第1項第1号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができる。

[(コ)・(サ) 略]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯が

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式又は5GNR—FDD方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの(中継を行うものを除く。)

[同左]

[(B) 同左]

[B～D 同左]

[キ 同左]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするために、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ(1)又は第49条の6の13第1号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができる。

[(コ)・(サ) 同左]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯が

ある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

[(ア)～(ケ) 略]

(コ) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、次に掲げるAからCまでの通信方式において、それぞれに定める周波数のみを使用すること。

A LTE方式

815MHzを超える845MHz以下、900MHzを超える915MHz以下、  
1,710MHzを超える1,785MHz以下又は1,920MHzを超える  
1,980MHz以下の周波数

B 5GNR—TDD方式

27.0GHzを超える28.2GHz以下又は29.1GHzを超える29.5GHz  
以下の周波数

C 5GNR—FDD方式

815MHzを超える845MHz以下、900MHzを超える915MHz以下、  
1,710MHzを超える1,785MHz以下又は1,920MHzを超える  
1,980MHz以下の周波数

[(サ)・(シ) 略]

[コ・サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(オ) 略]

(カ) (ア)の規定にかかわらず、航空機及び無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)又は実用化試験局のうち、1,710MHzを超える1,785MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、1670MHzを超える1710MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人との間において、当該陸上移動局又は実用化試験局による有害な混信の回避についての合意がなされているものであること。

[(キ)～(サ) 略]

ある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

[(ア)～(ケ) 同左]

(コ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、815MHzを超える845MHz以下、900MHzを超える915MHz以下、1,710MHzを超える1,785MHz以下又は1,920MHzを超える1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること。

[(サ)・(シ) 同左]

[コ・サ 同左]

シ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) (ア)の規定にかかわらず、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)又は実用化試験局のうち、1,710MHzを超える1,785MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、1670MHzを超える1710MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人との間において、当該陸上移動局又は実用化試験局による有害な混信の回避についての合意がなされているものであること。

[(キ)～(サ) 同左]

[ス～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR-TDD方式又は5GNR-FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[(オ) 略]

[別表(16)-1・別表(16)-2 略]

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(セ) 略]

(イ) 「上空利用調整区域」は、屋外に係る申請において、航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)が発する電波により、他の免許人所属の広域移動無線アクセスシステムの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙(19)-2に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のこという。

〔タ〕～〔ト〕 [略]

〔イ～オ 略〕

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[(ア)・(イ) 略]

[ス～ソ 同左]

タ その他

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR-FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[(オ) 同左]

[別表(16)-1・別表(16)-2 同左]

[(17)・(18) 同左]

(19) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(セ) 同左]

[新設]

〔(ア)～(セ) 同左〕

〔イ～オ 同左〕

カ [同左]

[同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(イ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの  
(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

b a以外のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B・C 略]

[キ～コ 略]

サ 混信等の防止

(フ) 送受信同期等

[A 略]

B 無線設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、次のとおりであること。

(ア) 2557. MHz、2577. MHz、2579. 5MHz又は2579. 8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580. 3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保

[(ウ) 同左]

A [同左]

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B・C 同左]

[キ～コ 同左]

サ [同左]

(フ) [同左]

[A 同左]

B [同左]

(ア) [同左]

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

[(イ) 略]

(ウ) 他の無線局への混信の防止

[A 略]

B 屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局における他の無線局との調整  
屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあっては、次に掲げる事項

(B) [同左]

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) [同左]

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

[(イ) 同左]

(ウ) [同左]

[A 同左]

[新設]

が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）  
が添付されていること。また、当該資料の添付にあつては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b 上空利用調整区域

C 他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との調整

次の場合には、他の地域広帯域移動無線アクセスシステムの免許人と調整を行い、当該免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のカバーエリアにおける業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。

[(A)・(B) 略]

(C) 申請された陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等の設置場所を含む場合

D 自営等BWAの無線局との干渉調整

次に掲げる調整事項について、整理された資料が添付されていること。

[(A)・(B) 略]

(C) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所を含む場合は、他の自営等BWAの免許人と調整を行い、当該免許人所属の自営等BWAの無線局における業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。

E [略]

[シ・ス 略]

セ その他

[(ア)・(イ) 略]

B [同左]

[同左]

[(A)・(B) 同左]

[新設]

C [同左]

[同左]

[(A)・(B) 同左]

[新設]

D [同左]

[シ・ス 同左]

セ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(イ) 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[A・B 略]

C 屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」

c 「この無線局を上空で利用する場合は、他の広域移動無線アクセスシステムの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

D 陸上移動局（航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許

「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

[別紙(19)-1 略]

別紙(19)-2 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局等が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

### 1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準

(イ) [同左]

[A・B 同左]

[新設]

[新設]

[別紙(19)-1 同左]

[新設]

地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。) 相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの水平離隔距離

水平離隔距離は、地表又は水面からの高さに応じて、以下のとおりである。

最大空中線電力	水平離隔距離	
	3m以下の高さ のみの場合	3m超の高さを 含む場合
-12dBm以下	860m	979m
-12dBm超 -11dBm以下	965m	1km
-11dBm超 -7dBm以下	1km	2km
-7dBm超 -6dBm以下	2km	
-6dBm超 -5dBm以下		3km
-3dBm超 -2dBm以下	3km	
-2dBm超 0dBm以下		4km
0dBm超 1dBm以下	4km	
1dBm超 3dBm以下	5km	
3dBm超 4dBm以下	6km	6km
4dBm超 5dBm以下	7km	7km
5dBm超 6dBm以下	8km	8km
6dBm超 7dBm以下	9km	9km
7dBm超 13dBm以下	10km	10km
13dBm超 19dBm以下	20km	20km
17dBm超 19dBm以下	30km	30km
19dBm超 21dBm以下	40km	40km
21dBm超 23dBm以下	50km	50km
23dBm超 24dBm以下	60km	60km

24dBm超25dBm以下	70km	70km
25dBm超26dBm以下	80km	80km
26dBm超27dBm以下	90km	90km
27dBm超28dBm以下	100km	100km
28dBm超29dBm以下	116km	116km

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

[ア～エ 略]

オ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) (A)以外のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B・C 略]

[カ・キ 略]

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[(ア) 略]

(イ) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。

(20) [同左]

[ア～エ 同左]

オ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

[新設]

[新設]

[新設]

[同左]

[B・C 同左]

[カ・キ 同左]

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[(ア) 同左]

(イ) [同左]

[同左]

航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするために、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の29第1項第1号ホ(1))又は第49条の29の2第1項第1号ホ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[(ウ) 略]

ス その他

[(ア) ~ (ウ) 略]

(エ) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[(21) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)~(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

ア 用語の定義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)~(ナ) 略]

(シ) 「上空利用調整区域」は、申請に係る屋外において航空機(電波高度計を使用しているものを除く。以下この

[新設]

[(ウ) 同左]

ス その他

[(ア) ~ (ウ) 同左]

[新設]

[(21) 同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)~(15) 同左]

(16) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)~(ナ) 同左]

[新規]

(16)において同じ。) 及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)が発する電波により、他の免許人所属のローカル5Gの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙<sup>[16]</sup>ー2に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことという。

(ス)～(タ) [略]

イ 電気通信業務用

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するものの(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただし、無線局免許手続規則第2条の2第1項及び第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

b a以外のもの

陸上(河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただ

(シ)～(ホ) [同左]

イ [同左]

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) [同左]

[同左]

[A・B 同左]

C [同左]

(A) [同左]

陸上(河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。

し、無線局免許手続規則第2条の2第1項及び第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

(B) 機能試験用無線局のもの

- a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、無線局免許手続規則第2条の2第1項及び第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

- b a以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、無線局免許手続規則第2条の2第1項及び第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[D 略]

[(オ)～(ナ) 略]

(ケ) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

[(ア)～(リ) 略]

- (ロ) 屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあっては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあっては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

(B) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

[D 同左]

[(オ)～(ナ) 同左]

(ケ) [同左]

[同左]

A [同左]

[(ア)～(リ) 同左]

[新設]

a 業務区域

b 上空利用調整区域

(P) 申請に係る上空利用調整区域が、他の免許人所属の基地局又は陸上移動中継局の設置場所を含まないこと。ただし、当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

B 4.5GHz帯及び28GHz帯の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局

〔A〕 略

〔B〕 航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局にて、準同期運用を行う場合は、4.5GHzから4.6GHzまで、4.9GHzから5.0GHzまで、27.8GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用し携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していることを確認できる資料を提出すること。ただし、当該携帯無線通信を行う陸上移動局と次に定める離隔距離の確保が可能なことを確認できる資料（離隔距離の範囲内に第三者が容易に進入しないこと及び離隔距離の範囲内において当該陸上移動局が携帯無線通信を行わないことを明らかにするもの等）を提出している場合又は当該携帯無線通信を行う無線局の免許人が事前の合意を不要としている場合であって、当該携帯無線通信を行う無線局との間で干渉が発生する場合等に備え、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で事前に連絡先の交換が行われている場合若しくは当該携帯無線通信を行う無線局の免許人が事前の連絡先の交換を不要としている場合は、この限りでない。

〔1〕 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

〔新設〕

B [同左]

〔A〕 同左

〔新設〕

離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりである。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

<u>上空利用時の最大空中線電力</u>	<u>離隔距離</u>
<u>1 mW以下</u>	<u>3m</u>
<u>1 mWから 2 mW</u>	<u>5m</u>
<u>2 mWから 4 mW</u>	<u>6m</u>
<u>4 mWから 7 mW</u>	<u>9m</u>
<u>7 mWから 13mW</u>	<u>13m</u>
<u>13mWから 25mW</u>	<u>18m</u>
<u>25mWから 50mW</u>	<u>25m</u>
<u>50mWから 100mWまで</u>	<u>36m</u>
<u>100mWから 200mWまで</u>	<u>50m</u>
<u>200mWから 400mWまで</u>	<u>71m</u>
<u>400mWから 800mWまで</u>	<u>100m</u>

(2) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用する場合

<u>離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりである。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。上空利用時の最大空中線電力</u>	<u>離隔距離</u>
<u>1 mW以下</u>	<u>0. 3km</u>
<u>1 mWから 2 mW以下</u>	<u>0. 4km</u>
<u>2 mWから 4 mW以下</u>	<u>0. 5km</u>
<u>4 mWから 7 mW</u>	<u>0. 7km</u>

<u>7mWから13mW</u>	<u>1.0km</u>
<u>13mWから25mW</u>	<u>1.4km</u>
<u>25mWから50mW</u>	<u>1.9km</u>
<u>50mWから99mW</u>	<u>2.7km</u>
<u>99mWから198mW</u>	<u>3.8km</u>
<u>198mWから395mWまで</u>	<u>5.3km</u>
<u>395mWから790mWまで</u>	<u>7.5km</u>
<u>790mWから1.58Wまで</u>	<u>10.6km</u>
<u>1.58Wから3.16Wまで</u>	<u>15.0km</u>

(C)・(D) [略]

#### C 公共業務用無線局

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局又は陸上移動中継局を別紙(16)-4又は別紙(16)-5の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局又は陸上移動中継局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

#### D 電波高度計

4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあっては、この無線局の運用は令和2年総務省告示第399号に定める地域以外に限る旨並びに電波高度計を含む他の無線局に有害な混信を与えないために必要な場合は、地域が変更される旨が了解されていること

[(ケ)・(コ) 略]

(サ) その他

(B)・(C) [同左]

C [同左]

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局又は陸上移動中継局を別紙(16)-3又は別紙(16)-4の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局又は陸上移動中継局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

[新設]

[(ケ)・(コ) 同左]

(サ) [同左]

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A)～(I) 略]

(J) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。また、この無線局の運用は、令和2年総務省告示第399号に定める地域以外に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」

c 「この無線局を上空で利用する場合は、携帯無線通信を行う無線局の免許人及び他のローカル5Gの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

(K) 陸上移動局（航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許

「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

ウ 公業務用及び一般業務用

公共業務用及び一般業務の審査は、イの電気通信業務用  
(イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定  
、(キ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、  
(ク)無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、(コ)地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等、(サ)その他)の基準を

[A 同左]

B [同左]

[(A)～(I) 同左]

[新設]

[新設]

ウ [同左]

[同左]

準用するほか、次の基準により行う。

〔(ア)・(イ) 略〕

(ウ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

〔A・B 略〕

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(A) 機能試験用無線局のもの

a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。

b a以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。

(B) その他のもの

a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するものの（中継を行うものを除く。）陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

b a以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

〔(ア)・(イ) 同左〕

(ウ) [同左]

[同左]

〔A・B 同左〕

C [同左]

(A) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。

(B) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

[D 略]

[別紙(16)-1・別紙(16)-2 略]

別紙(16)-3 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

(1) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

最大空中線電力	
-30dBm以下	47m
-30dBm超-29dBm以下	53m
-29dBm超-28dBm以下	60m
-28dBm超-27dBm以下	65m
-27dBm超-26dBm以下	77m
-26dBm超-25dBm以下	86m
-25dBm超-24dBm以下	97m
-24dBm超-23dBm以下	109m
-23dBm超-22dBm以下	123m
-22dBm超-21dBm以下	138m
-21dBm超-20dBm以下	153m

[D 同左]

[別紙(16)-1・別紙(16)-2 同左]

[新設]

-20dBm超-19dBm以下	172m
-19dBm超-18dBm以下	193m
-18dBm超-17dBm以下	215m
-17dBm超-16dBm以下	241m
-16dBm超-15dBm以下	271m
-15dBm超-14dBm以下	301m
-14dBm超-13dBm以下	327m
-13dBm超-12dBm以下	379m
-12dBm超-11dBm以下	425m
-11dBm超-10dBm以下	465m
-10dBm超-9dBm以下	522m
-9dBm超-8dBm以下	585m
-8dBm超-7dBm以下	657m
-7dBm超-6dBm以下	737m
-6dBm超-5dBm以下	827m
-5dBm超-4dBm以下	928m
-4dBm超-3dBm以下	1km
-3dBm超3dBm以下	2km
3dBm超7dBm以下	3km
7dBm超9dBm以下	4km
9dBm超11dBm以下	5km
11dBm超12dBm以下	6km
12dBm超13dBm以下	7km
13dBm超15dBm以下	8km
15dBm超16dBm以下	9km
16dBm超22dBm以下	10km
22dBm超23dBm以下	20km
23dBm超26dBm以下	30km
26dBm超29dBm以下	40km

(2) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用する場合

## 1 指画の精度

上空利用調整区域の指画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に指画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

## 2 業務区域の境界からの離隔距離

最大空中線電力	
-21dBm以下	98m
-21dBm超-20dBm以下	116m
-20dBm超-19dBm以下	135m
-19dBm超-18dBm以下	156m
-18dBm超-17dBm以下	175m
-17dBm超-16dBm以下	199m
-16dBm超-15dBm以下	224m
-15dBm超-14dBm以下	251m
-14dBm超-13dBm以下	284m
-13dBm超-12dBm以下	319m
-12dBm超-11dBm以下	358m
-11dBm超-10dBm以下	401m
-10dBm超-9dBm以下	451m
-9dBm超-8dBm以下	498m
-8dBm超-7dBm以下	559m
-7dBm超-6dBm以下	627m
-6dBm超-5dBm以下	704m
-5dBm超-4dBm以下	790m
-4dBm超-3dBm以下	886m
-3dBm超4dBm以下	1km
4dBm超7dBm以下	2km

7dBm超10dBm以下	3km
10dBm超11dBm以下	4km
12dBm超13dBm以下	5km
13dBm超14dBm以下	6km
14dBm超16dBm以下	7km
16dBm超17dBm以下	8km
17dBm超18dBm以下	9km
18dBm超19dBm以下	10km
19dBm超25dBm以下	20km
25dBm超27dBm以下	30km
27dBm超29dBm以下	40km
29dBm超35dBm以下	68km

別紙(16)－4・別紙(16)－5 [略]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(17)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

〔ア〕～〔コ〕 略】

〔サ〕 「上空利用調整区域」は、申請に係る屋外において無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）が発する電波により、他の免許人所属の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙(17)－3に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

〔シ〕～〔ヌ〕 [略]

イ 電気通信業務用

〔ア〕～〔ウ〕 略】

別紙(16)－3・別紙(16)－4 [同左]

(17) [同左]

ア [同左]

[同左]

〔ア〕～〔コ〕 同左]

[新設]

〔サ〕～〔ヌ〕 [同左]

イ [同左]

〔ア〕～〔ウ〕 同左]

(イ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局の移動範囲

a 航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

b a以外のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

[(オ)～(キ) 略]

(カ) 混信等の防止

AからCに掲げる各事項について、整理された資料が添付されていること。

A 送受信同期等

(ア) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニア

(イ) [同左]

[同左]

[A・B 同左]

C [同左]

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

[(オ)～(キ) 同左]

(カ) [同左]

[同左]

A [同左]

(ア) [同左]

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニア

アーリングの実施その他の方策のより、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

- (B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

- (C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制

アーリングの実施その他の方策のより、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

- (B) [同左]

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

- (C) [同左]

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること並びに上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電

御フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関する業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

B 他の免許人所属の自営等BWA及び地域広帯域移動無線アクセスシステムとの干渉調整等

[(A)～(M) 略]

(N) 航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあっては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあっては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b 上空利用調整区域

(O) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人が開設する予定の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の設置場所と重複していないこと（当該他の免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画が具体的に示されており、当該計画の提出日から3年を経過しない場合に限る。）。ただし、当該重複について当該他の免許人と合意している場合はこの限りでない。

力制御フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関する業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

B [同左]

[(A)～(M) 同左]

[新設]

[新設]

(P) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等の設置場所と重複していないこと。ただし、当該他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局における当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りでない。

(Q) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所と重複していないこと。ただし、当該他の免許人所属の自営等BWAの無線局における当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りでない。

[(キ) 略]

(コ) その他

[A～C 略]

D 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A)～(E) 略]

(F) 屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)の免許

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」

c 「この無線局を上空で利用する場合は、他の広

[新設]

[新設]

[(キ) 同左]

(コ) [同左]

[A～C 同左]

D [同左]

[(A)～(E) 同左]

[新設]

帯域移動無線アクセスシステムの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

(G) 陸上移動局（航空機及び無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許  
「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

[ウ 略]

[別紙(17)-1～別紙(17)-2 略]

別紙(17)-3 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

#### 1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

#### 2 業務区域の境界からの離隔距離

水平離隔距離は、地表又は水面からの高さに応じて、以下のとおりである。

<u>最大空中線電力</u>	<u>水平離隔距離</u>	
	<u>3m以下の高さのみの場合</u>	<u>3m超の高さを含む場合</u>
<u>-12dBm以下</u>	<u>860m</u>	<u>979m</u>
<u>-12dBm超-11dBm以下</u>	<u>965m</u>	<u>1km</u>
<u>-11dBm超-7dBm以下</u>	<u>1km</u>	<u>2km</u>

[新設]

[ウ 同左]

[別紙(17)-1～別紙(17)-2 同左]

[新設]

-7dBm超-6dBm以下	<u>2km</u>	
-6dBm超-5dBm以下		<u>3km</u>
-3dBm超-2dBm以下	<u>3km</u>	
-2dBm超0dBm以下		<u>4km</u>
0dBm超1dBm以下	<u>4km</u>	
1dBm超3dBm以下	<u>5km</u>	<u>5km</u>
3dBm超4dBm以下	<u>6km</u>	<u>6km</u>
4dBm超5dBm以下	<u>7km</u>	<u>7km</u>
5dBm超6dBm以下	<u>8km</u>	<u>8km</u>
6dBm超7dBm以下	<u>9km</u>	<u>9km</u>
7dBm超13dBm以下	<u>10km</u>	<u>10km</u>
13dBm超19dBm以下	<u>20km</u>	<u>20km</u>
17dBm超19dBm以下	<u>30km</u>	<u>30km</u>
19dBm超21dBm以下	<u>40km</u>	<u>40km</u>
21dBm超23dBm以下	<u>50km</u>	<u>50km</u>
23dBm超24dBm以下	<u>60km</u>	<u>60km</u>
24dBm超25dBm以下	<u>70km</u>	<u>70km</u>
25dBm超26dBm以下	<u>80km</u>	<u>80km</u>
26dBm超27dBm以下	<u>90km</u>	<u>90km</u>
27dBm超28dBm以下	<u>100km</u>	<u>100km</u>
28dBm超29dBm以下	<u>116km</u>	<u>116km</u>

[(18) 略]  
[第3～第5 略]

[(18) 同左]

[第3～第5 同左]

#### 附 則

この訓令は、令和＊年＊＊月＊＊日から施行する。

# ローカル5G導入に関するガイドライン

令和元年12月  
(令和7年1月最終改定)  
総務省

## 1. ガイドラインの目的

### (1) ローカル5Gの概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（以下「ローカル5G」という。）については、情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、候補周波数帯のうち、28.2-28.3GHzについて技術的条件が取りまとめられ、令和元年12月に必要な制度整備を行った。加えて、同委員会報告（令和2年7月14日）において、使用周波数帯を4.6-4.9GHz及び28.3-29.1GHzへ拡張すること等について技術的条件が取りまとめられ、令和2年12月に必要な制度整備を行った。

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。基本的には、自営目的での利用を想定しているが、地域に密着した多様なニーズに対応するために、地域の企業等にネットワーク構築等を依頼し、電気通信役務として提供を受けることも可能としている。

5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G（以下「アンカー」という。）のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone。以下「NSA」という。）構成で運用される技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行が進んでいる。ローカル5Gについても、導入当初は、NSA構成によるアンカーの構築が必要となることから、令和元年12月のローカル5Gの制度整備の際に地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWA」という。）の帯域（2575-2595MHz）を使用した4Gによる通信システム（以下「自営等BWA」という。）についても併せて必要な制度整備を行った。また、1.9GHz帯 TD-LTE 方式デジタルコードレス電話の周波数が拡張されることから、令和2年12月にローカル5Gのアンカーとして必要な

制度整備を行った。

ローカル5Gのアンカーとしては、自営等BWA又は1.9GHz帯TD-LTE方式デジタルコードレス電話を自ら構築するか、携帯電話事業者又は地域BWA事業者の4G網を使用することも可能である。

加えて、5Gの性能を活かしたローカル5Gのサービスを実現するため、通信方式の柔軟な設定を実現する非同期運用に関しても、上述の委員会報告（令和2年7月）を踏まえて、令和2年12月に必要な制度整備を行った。

また、一定の条件下において他者土地を自己土地相当と見なすことができる「共同利用」の概念等の導入に関し、同委員会報告（令和5年1月24日）を踏まえ、令和5年8月に必要な制度整備を行った。

さらに、中継局やHPE端末等の導入するため、同委員会報告（令和5年6月21日）を踏まえ令和6年9月に制度整備を実施、海上利用の導入するため、同委員会報告（令和6年7月2日）を踏まえ、令和7年2月に必要な制度整備を実施した。

上空利用を導入するため、同委員会報告（令和6年12月17日）を踏まえ、令和7年○月に必要な制度整備を実施した。

## (2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G等に係る制度について明確化するものである。

具体的には、ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許の申請手続や、電気通信事業として導入する場合の考え方について、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用関係について明確化し、ローカル5G及び自営等BWAに関する制度の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

## 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係

### (1) 無線局開設に必要な手続

ローカル5Gを導入する場合、無線局の免許（電波法第4条）の申請が必要となる。免許申請については、常時受け付け、標準的な処理期間は約1ヶ月半である。なお、無線局の免許の申請書等の記載例は付録1（電子申請の場合）及び付録2（書面での提出の場合）のとおり。

なお、ローカル5GをNSA構成で実現する場合は、ローカル5Gの無線局開設手続に加え、必要に応じて、自営等BWAの無線局開設手続等が必要となる。

ローカル5Gの免許申請に際しては、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）で様式が定められている無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、自己土地利用の場合は、そのエリアの範囲を示す図、登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。

共同利用の場合は、無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、そのエリアの範囲を示す図、免許人及び利用者の自己土地を証する登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。

### (2) 技術基準適合証明等の適用

ローカル5Gの無線局は、全国携帯電話事業者向け5Gの無線設備（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の6の12）と同様に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）において、特定無線設備（電波法第38条の2の2第1項）として位置付け、基地局、陸上移動中継局、端末設備（陸上移動局）、小電力レピータ（陸上移動局）とともに技術基準適合証明及び工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の対象としている。実際の技術基準適合証明等の申請の際には、全国携帯電話事業者向けの無線機器の申請にローカル5Gの周波数を含めることにより、全国携帯電話事業者向けの無線設備とローカル5Gの無線設備について一体的に技術基準適合証明等を受けることができる。

### (3) 無線従事者の資格要件

ローカル5G及び自営等BWAの基地局を扱う無線従事者について、一般

的には、電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）第 3 条に基づき第三級陸上特殊無線技士の資格者を適用する。

ただし、空中線電力 100W を超える場合、第一級陸上特殊無線技士の資格要件が適用される等、取り扱う操作の内容によっては、異なる資格要件が必要となる場合があることから、必要に応じて、電波法施行令第 3 条に規定されている各資格及びその操作の範囲について確認が必要となる。

#### (4) 包括免許の適用

ローカル 5 G の無線局及び自営等 BWA の無線局のうち陸上移動局（中継を行うものを除く。）は、特定無線局（電波法第 27 条の 2）の対象であり、包括免許の申請が可能である。

#### (5) 電波利用料

ローカル 5 G の無線局及び自営等 BWA の無線局には、以下の電波利用料（年額）が適用される（令和 4 年 10 月 ~~改定 1 日現在~~）。なお、電波利用料は改定の可能性がある。

##### ○ ローカル 5 G (4. 6–4. 9GHz)

- ① 基地局及び陸上移動中継局（以下「基地局等」という。）※  
: 6, 400 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）、400 円/局（個別免許）

##### ○ ローカル 5 G (28. 2–29. 1GHz)

① 基地局等 : 3, 100 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）、400 円/局（個別免許）

##### （参考 1）自営等 BWA (2575–2595MHz)

① 基地局等※ : 22, 800 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）

個別免許は免許内容による

※ 空中線電力が 0.01W を超える場合。0.01W 以下の場合は、3, 100 円/局。

##### （参考 2）1. 9GHz 帯 TD-LTE 方式デジタルコードレス電話 免許不要局のため電波利用料は不徴収。

#### (6) 免許人の範囲

## ○ ローカル5G

自ら基地局を設置して携帯電話サービス用及び広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数（2575-2595MHz を除く。）を使用する事業者（以下「全国MNO」という。）については、当分の間、ローカル5G帯域の免許取得は認めない。なお、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能である。

### (参考) 自営等BWA

免許人の範囲は、地域BWAと同様とし、全国MNO又はその子会社等の関連企業については、自営等BWAの免許取得は認めない。ただし、ローカル5Gが当面NSA構成により提供されることを踏まえ、全国MNOの子会社等の関連企業が自営等BWAをローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限ってこれを妨げない。

#### 【地域BWA及び自営等BWAの免許主体となれない者】

- ① 全国BWA事業者
- ② 携帯電話事業者
- ③ ①又は②の子法人等
- ④ ①又は②の親法人等
- ⑤ ①又は②の親法人等の子法人等（①又は②を除く。）
- ⑥ 法人又は団体であって、①若しくは②又は③から⑤までに掲げる者が合わせて保有する当該法人又は団体の議決権が1/5超1/3未満であり、かつ、当該法人の議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- ⑦ ⑥の子法人等
- ⑧ 法人又は団体であって、当該法人又は団体及びその親法人等、子法人等又は親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が合わせて保有する①若しくは②又は④の議決権のいずれかが1/5超1/3未満であり、当該法人の議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- ⑨ 法人又は団体であって、当該法人又は団体の役員の過半数を①又は②の役員又は従業員が占める者
- ⑩ 法人又は団体であって、①又は②の役員の過半数を当該法人又は団体の役員及び従業員により占める者
- ⑪ 法人又は団体であって、①又は②の代表権を有する役員が当該法人又は団体においても代表権を有する者
- ⑫ 法人又は団体以外の者であって、①若しくは②又は③から⑪までに掲げる法人又は団体の役員である者
- ⑬ 現に免許申請を行っている法人若しくは団体の議決権1/3以上を保有する者又は当該法人若しくは団体によって議決権1/3以上を保有される者であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者
- ⑭ 現に免許申請を行っている法人又は団体の役員であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者

※ ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAを構築する場合に限り、上記の③～⑭の免許取得を可能とする。

## (7) 提供範囲

## ○ ローカル5G

ローカル5Gは、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所

有者等（賃借権や借地権等を有し、当該建物又は土地を利用している者を含む。以下同じ。）が自ら構築することを基本とする5Gシステムである。また、当該所有者等からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得が可能である（以下「自己土地利用」という。）。

一方、上述の「自己土地利用」以外の場所、すなわち他者の建物又は土地等での利用（当該建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼されている場合を除く。）を「他者土地利用」という。（以下同じ。）

自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置づけられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、まず当事者間において干渉調整を実施し、合意できない場合は、他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないよう空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。

他者土地利用の場合であっても、以下のような一定の条件下においては、自己土地利用として扱うこととする。

- 1) 大学のキャンパスや病院等の私有地の敷地内の間を公道や河川等が通っている場合等の自己土地周辺にある狭域の他者土地について、別の者がローカル5Gを開設する可能性が極めて低い場合
- 2) 近隣の土地の所有者が加入する団体によって、加入者の土地において一体的に業務が行われる場合

また「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。

「共同利用」とは、複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。この際、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域（「共同利用区域」という。以下同じ。）内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。

共同利用区域内において既に自己土地利用しており、周波数を共用することとなる他の免許人がいる場合は、その土地を共同利用区域に含めることはできない。ただし、当該免許人と協議の上、自己土地利用に係る無線局を廃止又は共同利用に係る無線局に変更し、当該免許人を共同利用の利用者に含める場合や、両者協議の上で使用周波数帯を分ける等、混信を回避するための措置をとることに合意した場合等はこの限りではない。また、共同利用区域は再免許の際に見直しを行うこととし、共同利用区域内で新

たに自己土地利用を希望する者が現れた場合は、共同利用区域から当該土地を除外しなければならない。これらの場合において、両者お互いの自己土地利用に対して混信を起こさないように必要な措置を講じなければならない。

#### (参考) 自営等BWA

2575-2595MHz 帯については、地域BWAのサービス展開がなされている。自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所及び地域BWAの免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されていない場所で開設することが基本である。なお、自営等BWAと地域BWAの当事者間で自営等BWAの無線局申請について合意がなされている場合は、この限りではない。おって、地域BWAの置局の見通しを踏まえて自営等BWAの置局の判断がなされることが有益であることから、自営等BWAの免許申請に際して、地域BWAとの間で置局の見通しについて情報交換がなされることが望ましい。

自営等BWAの自己土地利用及び他者土地利用の無線局の設置場所は、上述のローカル5Gと同様とし、他者土地利用については、固定通信（原則として、無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定する。また、自己土地利用については、他者土地利用より優先されることから、他者土地利用については、自己土地利用が存在しない場所に限定して利用可能となる。

自営等BWAの他者土地利用については、広範囲にエリアカバーが進んでしまうと地域BWA及び自営等BWAの自己土地利用を妨げる可能性があることから、ローカル5Gのアンカーの利用に限定する。なお、自営等BWAの自己土地利用はこの限りではない。

#### (8) 免許申請に係る調整等の考え方

ローカル5Gの免許申請に際しては、近接するローカル5G免許人とのエリア調整を行う必要がある。また、5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方及び周波数毎の使用にあたっての考え方を踏まえた運用を行う必要がある。

##### 1) ローカル5G免許人とのエリア調整

ローカル5Gは、カバーエリアの外であっても、干渉の可能性があるエ

リア（以下「調整対象区域」という。）が存在し、周辺の他の免許人のローカル5G無線局との間で混信が生じる可能性がある。このため、無線局の免許申請に際しては、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく、カバーエリアを必要最小限の範囲とすることを基本とする。

エリア内における利用区分の考え方については、一の基地局等のカバーエリア及び調整対象区域において、所有権等を有する土地又は建物の範囲内を「自己土地利用に係る部分」とし、それ以外の範囲については「他者土地利用に係る部分」とする。ただし、共同利用の場合は、共同利用区域内の「他者土地利用に係る部分」については「自己土地利用に係る部分」として扱う。そのため、一の基地局等のカバーエリア及び調整対象区域の中に、自己土地利用に係る部分及び他者土地利用に係る部分の両者が存在することがある。

周辺のローカル5G無線局との間で、カバーエリア及び調整対象区域が重なる場合には、免許申請前に調整を行う必要がある。

① 自己土地利用又は共同利用の申請者が、既存免許人に事前に通知を行うとともに、当該免許人から協議を求められた場合に応じる必要があるケース

- 申請者の自己土地利用又は共同利用のカバーエリアが、既存のローカル5G免許人の他者の土地における調整対象区域と重複する場合
- 申請者の自己土地利用又は共同利用の調整対象区域が、既存のローカル5G免許人の他者の土地におけるカバーエリアと重複する場合

上記に該当する場合は、個別に両者が合意しているケースを除き、他者土地利用の既存免許人は当該重複が生じないよう必要な対策を講じるものとする。なお、申請者の自己土地利用の調整対象区域と既存のローカル5G免許人の調整対象区域が重複する場合は、必ずしも事前調整を要するものではないが、必要に応じて、両者で協議を行うものとする。

② 他者土地利用の申請者が留意すべきケース

(7)に記載のとおり、ローカル5Gの利用は、自己土地利用又は共同利用が他者土地利用より優先される。そのため、他者土地利用の申請は、自己土地利用又は共同利用がなされていない場所でのみ可能となる。

申請者の他者土地利用のカバーエリアが、既存のローカル5G免許人の他者土地利用の調整対象区域に重複する場合、申請者の業務遂行上、有害な混信の可能性があることを踏まえた上で、申請を行うことは可能である。なお、必要に応じて、既存免許人との間で調整を行うものとする。

調整の事例として、自己土地利用者の同意が得られれば、両者で使う周波数帯を分け、混信を起こさないように調整を行うことも考えられる。

また、申請者の他者土地利用の調整対象区域が、既存のローカル5G免許人のカバーエリアに重複する場合、当該既存免許人の業務遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合を除き、免許は認められない。

さらに、4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する陸上移動局のうち、等価等方輻射電力が26dBmを超える32dBm以下のもの又は28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する陸上移動局のうち、等価等方輻射電力が43dBmを超える55dBm以下のもの（以下「H P U E」という。）を使用する場合は、基地局等のカバーエリア及び干渉調整区域外であっても、H P U Eが周辺の他の免許人のローカル5G無線局と干渉が発生する可能性がある。

このため、H P U Eを使用する場合、H P U Eの使用により干渉の可能性があるエリア（H P U E調整区域）に他の免許人所属の基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

無人飛行機等に搭載する陸上移動局（以下「上空利用端末」という。）を使用する場合は、基地局等のカバーエリア及び干渉調整区域外であっても、上空利用端末が周辺の他の免許人のローカル5G無線局と干渉が発生する可能性がある。

このため、上空利用端末を使用する場合、上空利用端末の使用により干渉の可能性があるエリア（上空利用調整区域）に他の免許人所属の基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

#### （参考）自営等BWA

自営等BWAについても、自己土地利用及び他者土地利用に関しては、上述のエリア調整の考え方が適用される。

自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所及び地域BWAの免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されていない場所で開設することが基本である。そのため、免許申請前にこれらの条件への適合性について確認が必要となる。

加えて、自営等BWAの免許取得後に、同じ場所において地域BWAが導入される場合、地域BWAの無線局に混信を与えないように協議を行い、自営等BWAの無線局の空中線位置や方向の調整等を行う必要があることに留意が必要となる。

なお、自営等BWA側の無線局による干渉調整が困難な場合は、地域BWAのネットワークを利用してサービスを継続するという方法等もあり、地域BWA申請者と協議の場を持つことが有効であるとともに、地域BWA申請者も自営等BWAの免許人との間の協議の機会を設けることが期待される。

また、自営等BWAにおいては、陸上移動局のうち等価等方輻射電力が30dBmを超える33dBm以下のものを運用する場合、干渉の可能性があるエリア（H P U E調整区域）に他の免許人所属の地域BWA又は自営等BWAの基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

さらに、自営等BWAにおいては、上空利用端末を運用する場合、干渉の可能性があるエリア（上空利用調整区域）に他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。また、地域BWAの基地局等の設置場所及び地域BWAの免許人が開設予定の基地局等（配置計画等において基地局等の配置計画が具体的に示されており、当該計画の提出日から3年を経過しない場合に限る。）の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

## 2) 5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方

ローカル5Gは、これまで5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で、アップリンク（陸上移動局から基地局の方向）とダウンリンク（基地局から陸上移動局の方向）の送受信のタイミングを一致させる同期運用が行われているが、5Gの多様なユースケースに対応するため非同期運用

を導入する。

非同期運用を行う場合は、原則として、同期運用を行う無線局（以下「同期局」という。）が、非同期運用を行う無線局（以下「非同期局」という。）よりも優先的に保護されることを基本とする。

#### （非同期運用の基本的な考え方）

- ① 先発・後発にかかわらず、非同期局が同期局から有害な混信を受ける場合は、非同期局が同期局からの混信を容認するものとし、非同期局は保護を求めてはならない。
- ② 先発・後発にかかわらず、非同期局が同期局に有害な混信を与えてはならない。同期局へ有害な混信が生じた場合は、非同期局が混信回避の対策を実施するものとする。

ローカル5Gの免許申請に際しては、上述の基本的な考え方に基づき、同期方式及び非同期方式での免許申請が可能である。

その際、5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で同期を行う同期方式及び、ローカル5Gで利用ニーズが多い「上りスロットの比率が高いパターン」を実現しつつ同期局との間で干渉の影響を低減することが可能な非同期運用である準同期方式の免許申請については、事前の干渉調整を省略することが可能となる。具体的な同期方式及び準同期方式のフレーム構成は図1及び図2の通りとなる。また、準同期方式以外の非同期方式の免許申請については、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合に可能である。したがって、準同期方式以外の非同期方式の無線局においては、HPUCEを運用する場合は合意しておく必要がある。

なお、非同期方式の無線局の運用後に、近隣の同期方式の無線局から干渉調査依頼があった場合は、干渉調査に協力し必要な措置を講ずること。

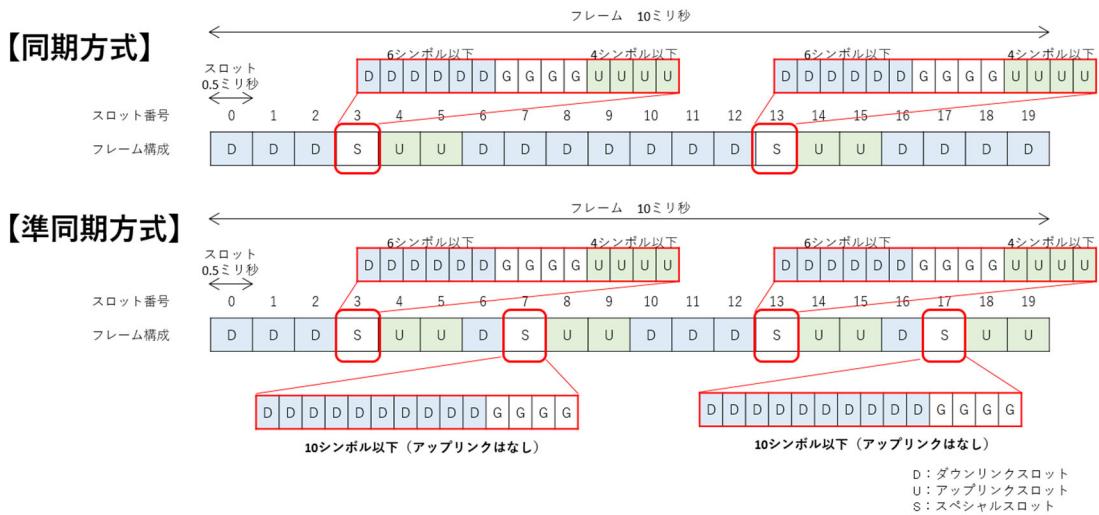


図1 4.6~4.9GHzの周波数帯における送信装置のフレーム構成



図2 28.2~29.1GHzの周波数帯における送信装置のフレーム構成

### 3) 4.7GHz帯における周波数使用の考え方

4.7GHz帯において公共業務用無線局との共用を図るため、以下のとおり周波数毎に使用条件が定められている。ローカル5Gの使用周波数帯に応じて、公共業務用無線局との間で混信その他の妨害を与えるおそれがある地域については設置制限や無線局の諸元に制限が設けられていることから、周波数使用に際しては、留意が必要である。

#### ① 4.6~4.8GHzの周波数帯を使用する場合

屋内での設置のみ可能である。その場合であっても、北海道、新潟県及び石川県では基地局の等価等方輻射電力が3dBm/MHz以下、北海道、新潟県及び石川県を除く地域では基地局の等価等方輻射電力が17dBm/MHz以下であって、別紙1の地域に設置されていないこと。

なお、陸上移動中継局は開設できない。また、陸上移動局（中継を行うものに限る）は、別紙1の地域のほか北海道、新潟県及び石川県では使用できない。

海域に基地局及び陸上移動中継局は設置できない。

表1 4.6～4.8GHz の周波数帯を使用する場合の考え方

等価等方輻射電力		屋内	屋外
北海道、新潟県 及び石川県	北海道、新潟県 及び石川県以外		
3dBm/MHzを超える場合	17dBm/MHzを超える場合	×	×
3dBm/MHz以下	17dBm/MHz以下	別紙1の 地域以外で 設置可能	×

## ② 4.8～4.9GHz の周波数帯を使用する場合

屋内及び屋外での設置が可能である。その場合であっても、基地局の等価等方輻射電力が 48dBm/MHz 以下であって、以下(ア)～(イ)の使用条件を満たす必要がある。

### (A) 陸上（海域を除く。）に基地局等を設置する場合

(ア) マクロセル基地局<sup>1</sup>又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合（屋内に設置する場合を除く。）は、別紙2の地域に設置されていないこと。

(イ) スモールセル基地局<sup>2</sup>又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合（屋内に設置する場合を除く。）は、別紙3の地域に設置する場合は 4.6～4.8GHz における不要発射の値が-16dBm/MHz 以下となっていること。

表2 4.8～4.9GHz の周波数帯を陸上（海域を除く。）で使用する場合の考え方

<sup>1</sup> 等価等方輻射電力が 25dBm/MHz を超え 48dBm/MHz 以下の無線局

<sup>2</sup> 等価等方輻射電力が 25dBm/MHz 以下の無線局

等価等方輻射電力	屋内	屋外
48dBm/MHzを超える場合	×	×
25dBm/MHzを超える48dBm/MHz以下	○ (制限無し)	別紙2の 地域以外で 設置可能
25dBm/MHz以下		○ ただし、別紙3の地域に 設置する場合は、4.6-4.8GHz の不要発射の強度の値が -16dBm/MHz以下であること

(B) 海域に基地局等を設置する場合

- (ア) マクロセル基地局<sup>3</sup>又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合は、別紙4の地域に設置されていないこと。
- (イ) スモールセル基地局<sup>4</sup>又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合は、別紙5の地域に設置されていないこと。また、別紙6の地域に設置する場合は4.6~4.8GHzにおける不要発射の値が-16dBm/MHz以下となっていること。

表3 4.8~4.9GHzの周波数帯を海域で使用する場合の考え方

等価等方輻射電力	屋内及び屋外
48dBm/MHzを超える場合	×
25dBm/MHzを超える48dBm/MHz以下	別紙4の地域以外で設置可能
25dBm/MHz以下	別紙5の地域以外で設置可能 また、別紙6の地域に設置する場合は4.6~4.8GHzにおける不要発射の値が-16dBm/MHz以下であること。

開設できる基地局等は、海底に固定又は海底に係留されている海上プラットフォームなどに設置するなど、移動しない無線局に限られることに留意。

なお、海域に設置する場合における免許申請においては、次に掲げる事項が記された資料が添付する必要がある。

- a 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の全ての市町村名
- b 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1に掲げる全ての線（同表第1の1の項からの項までのうち該当する項の番号及び該当する点）
- c 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の低潮線を含む市町村及び領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1に掲げる線並びに基地局等の設置場所の位置関係を示す地図

<sup>3</sup> 等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超える48dBm/MHz以下の無線局

<sup>4</sup> 等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下の無線局

#### 4) 4.7GHz 帯における上空利用端末を使用する場合の考え方

4.7GHz 帯においては、航空機電波高度計との共用検討を継続的に進め  
ており、暫定的に航空機電波高度計と上空端末との離隔距離を確保する  
ため、以下の地域の上空では使用できない。そのほかに、基地局の設置  
ができない地域の上空は、上空利用端末を使用することができないこ  
とに留意。

##### ① 4.6~4.8GHz の周波数帯を使用する場合に上空を移動できない地域

- (A) 空港、飛行場、ヘリポートの敷地
- (B) 空港、飛行場、ヘリポートの着陸帯及び進入区域
- (C) (B) の外側 1022m 以内の地域

##### ② 4.8~4.9GHz の周波数帯を使用する場合に上空を移動できない地域

- (A) 空港、飛行場、ヘリポートの敷地
- (B) 空港、飛行場、ヘリポートの着陸帯及び進入区域
- (C) (B) の外側 6598m 以内の地域
- (D) 上空利用端末のアンテナ利得に応じて以下の空域

アンテナ利得	地表又は水面からの高さ	
	原則	例外 (地上又は水上の物件 から 30m 以内の場合)
-4dBi 以下		275m 超
-4dBi 超、-3dBi 以下		247m 超
-3dBi 超、-2dBi 以下	150m 以上	203m 超
-2dBi 超、-1dBi 以下		153m 超
-1dBi 超、0dBi 以下	98m 超	
0dBi 超、+1dBi 以下	35m 超	
+1dBi 超	使用不可	

##### (例 1) アンテナ利得-3dBi の場合

高度 0~149m は使用可、150m は使用不可。

ただし風力発電やビルなどの構造物から 30m 以内の空  
域であれば、高度 150~247m も使用可能。

##### (例 2) アンテナ利得 0dBi の場合

高度 0~98m は使用可、99m は使用不可。

##### (例 3) アンテナ利得+2dBi の場合

上空利用できない。

対象となる空港、飛行場、ヘリポートについては、国土交通省航空局  
のホームページ「空港一覧」

[（\[https://www.mlit.go.jp/koku/15\\\_bf\\\_000310.html\]\(https://www.mlit.go.jp/koku/15\_bf\_000310.html\)）に記載されている空港、飛行場、ヘリポートを参照すること。](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html)

[着陸帯及び進入区域は、航空法に規定されているものを示す。着陸帯及び進入区域の具体的な地域の確認にあたっては、国土交通省航空局のホームページ「空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について」（\[https://www.mlit.go.jp/koku/ku\\\_koku\\\_tk10\\\_000004.html#CTR\]\(https://www.mlit.go.jp/koku/ku\_koku\_tk10\_000004.html#CTR\)）内の下記箇所に記載の「地理院地図\(国土地理院\)」を参照するか、「管理者等の連絡先」に問い合わせること。](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html)

**空港等の進入表面等に該当するかを確認する**

空港等周辺の進入表面等に該当するかは、[地理院地図\(国土地理院\)](#)で確認可能です。

**管制圏等の空域に該当するかを確認する**

▶ 各地域の広域図、詳細図、[管理者等の連絡先](#)

**図3 国土交通省航空局ホームページ「空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について」の抜粋**

#### 4)5) 28GHz 帯における周波数使用の考え方

28GHz 帯固定衛星業務用無線局との共用を図るため、基地局の空中線電力及び空中線利得に上限が設けられている。周波数毎に使用条件は以下の通り。

##### ① 28. 2～28. 45GHz の周波数帯を使用する場合

屋内及び屋外での設置が可能である。なお、海域での設置はできない。

##### ② 28. 45～29. 1GHz の周波数帯を使用する場合

固定衛星業務の地球局からの保護を要求しないことを前提に、屋内及び屋外での設置が可能である。なお、海域での設置はできない。

#### 5)6) 全国MNOの無線局とローカル5Gのネットワークで使用する高出力端末との共用の考え方

準同期運用を行うローカル5GのHPU-Eを運用する場合は、ローカル5Gの割当周波数帯と隣接する4.5GHzから4.6GHz、4.9GHzから5.0GHz、27.8GHzから28.2GHz又は29.1GHzから29.5GHzの周波数を使用し、携帯

無線通信を行う全国MNOの無線局との間で干渉が発生するおそれがある。

このため、準同期運用を行うローカル5GのHPUEを使用する場合は、3)又は5)4)の考え方方に加え、事前に当該全国MNOとの間で連絡体制を構築し、隨時干渉調整を行うことができるようになること。ただし連絡先の交換を不要としている全国MNOについては、連絡体制を構築する必要はない。不要としている全国MNOは、以下のとおり。

① 4.8～4.9GHz の周波数帯を使用する場合

NTTドコモ： HPUEの移動範囲が自己土地のみの場合は不要。  
HPUEの移動範囲に他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）が含まれる場合は必要

ソフトバンク： 必要

② 28.2～29.1GHz の周波数帯を使用する場合

KDDI： 不要

ソフトバンク： 不要

## 7) 全国MNOの無線局とローカル5Gのネットワークで使用する上空利用端末との共用の考え方

上空利用端末で非同期運用を実施する場合は、ローカル5Gの割当周波数帯と隣接する4.5GHzから4.6GHz、4.9GHzから5.0GHz、27.8GHzから28.2GHz又は29.1GHzから29.5GHzの周波数を使用し、携帯無線通信を行う全国MNOの無線局との間で干渉が発生するおそれがある。

このため上空利用端末は、準同期運用の場合に限り、事前に、当該全国MNOとの間で混信その他の妨害を与えないことについての合意が必要である。ただし、以下①～③のいずれかの場合については、当該全国MNOとの間で事前に合意する必要はない。

①準同期運用の上空利用端末と当該全国MNOの陸上移動局が別紙7に定める離隔距離の確保が可能で、確保できることを確認できる資料（離隔距離の範囲内に第三者が容易に進入しないこと及び離隔距離の範囲内において当該陸上移動局が携帯無線通信を行わないことを明らかにするもの等）を申請時に提出する場合

②当該全国MNOが、事前の合意を不要としている場合であって、事前の合意に代えて、当該全国MNOとの間で事前に連絡体制を構築し、隨時干渉調整を行うことができるようになる場合

③当該全国MNOが、事前の合意及び事前の連絡体制の構築を不要としている場合

**<当該全国MNOにおける事前の合意・連絡体制構築の要否>**

	<u>全国MNO</u>	移動範囲	事前の合意	事前の連絡先の交換
<u>4.6～4.8GHzを使用する場合</u>	<u>NTTドコモ</u>	<u>自己土地の屋内</u>	<u>不要</u>	<u>不要</u>
		<u>他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）の屋内</u>	<u>不要</u>	<u>必要 (必要に応じて、隨時干渉調整)</u>
		<u>ソフトバンク</u>	<u>必要</u>	
<u>4.8～4.9GHzを使用する場合</u>	<u>NTTドコモ</u>	<u>自己土地の屋内</u>	<u>不要</u>	<u>不要</u>
		<u>海域</u>		
		<u>自己土地の屋外</u>		
<u>28.2～29.1GHzを使用する場合</u>	<u>KDDI</u>	<u>他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）の屋内外</u>	<u>不要</u>	<u>必要 (必要に応じて、隨時干渉調整)</u>
		<u>ソフトバンク</u>	<u>必要</u>	

※ 同期運用の場合は、事前の合意（連絡先の交換を含む。）が不要。

※ 準同期運用であって、離隔距離の確保ができる等の場合は、事前の合意（連絡先の交換を含む。）が不要。

#### (9) セキュリティの確保

ローカル5Gは、安心して利用できるものとする必要があり、サプライチャーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策<sup>5</sup>を講じることが求められる。

---

<sup>5</sup> 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

## (10) 無線局の免許が交付された後の手続

無線局の免許が交付された後、以下の手続が必要である。

### 1) 無線従事者選任届の提出

この無線局の操作には、原則として第三級陸上特殊無線技士以上の資格が必要である。交付された後、遅滞なく提出すること。

### 2) 無線局の運用開始等の届出書の提出（包括免許の陸上移動局に限る）

1局でも運用を開始したら、遅滞なく提出すること。

また、免許時に指定された運用開始期限（免許後6箇月以内）にも留意すること。

### 3) 開設無線局数届出書の提出（包括免許の陸上移動局に限る）

以下に従い開設無線局数届出書を提出する必要がある。

- ① 最初の届出は、運用開始した月の月末の開設局数をその翌月15日までに提出すること。
- ② 最初の届出以降、追加開設した場合は、追加開設した月の月末の開設局数を翌月15日までに提出すること。
- ③ 2年目以降、免許月の月末の開設局数を翌月15日までに提出すること。なお、毎年必ず提出が必要であることに留意すること。

### 4) 電波利用料の納付

基地局は免許日以降に、陸上移動局（包括免許）は開設無線局数届出書の提出以降に、免許を受けた総合通信局等から送付される「納入告知書（払込用紙）」によって、電波利用料を納付すること。

### 5) 免許内容等に変更が生じる場合

免許内容等に変更が生じる場合は、原則として事前に手続が必要である。各種用紙は、総務省電波利用ホームページからダウンロード可能である。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

### 《主な手続・提出書類》

- ・免許人名称・住所の変更・同期方式から準同期方式への変更(12)
  - ……無線局の免許状の訂正申請書
- ・法人が合併等する場合……無線局の免許承継申請書（届出書）
- ・無線局の取替等変更の場合・同期又は準同期方式から準同期以外の非同期方式への変更(13)……無線局の変更等申請書（変更届出書）等
- ・無線局を廃止する場合……無線局の廃止届出書等

## 6) 有効期間満了後も引き続き使用する場合の手続

無線局免許の有効期間は最大5年間である。有効期間満了後も引き続き無線局を使用したい場合は、免許の有効期間満了の6箇月前～3箇月前の間に「無線局の再免許申請書」及び「特定無線局の再免許申請書」を免許の交付を受けた総合通信局等に提出することが必要である。

## (11) 変更申請手続きの簡素化

ローカル5Gの利用において、一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合（低下する場合を除く。）であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合又は構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合については、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能である。なお、その場合に給電線の全部又は一部分について同様の考え方によって変更することが可能である。

## (12) 同期方式から準同期方式に変更する際の手続

同期方式で免許を取得したが、準同期方式への変更を希望する場合には、免許の交付を受けた総合通信局等において免許状の訂正を行うことにより、準同期方式で運用することが可能となる。

この場合は、免許状訂正申請書を提出し、新たな免許状の交付を受けることが必要である。

## (13) 同期又は準同期方式から準同期以外の非同期方式に変更する際の手続

同期又は準同期方式で免許を取得したが、準同期以外の非同期方式への変

更を希望する場合には、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについての合意後、免許の交付を受けた総合通信局等に変更申請書類（変更申請書、無線局事項書、工事設計書並びに全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との同意書）を提出し、変更許可を得ることにより、準同期を除く非同期方式で運用することが可能となる。なお変更申請においては、無線局事項書の「22 備考」に、変更後の送信装置のフレーム構成を記載する必要がある。

#### (14) 共同利用の場合に免許人に求められること

共同利用の基地局の免許人は、共同利用する他の利用者に対して通信役務を提供することになるので、電気通信事業者に限られる。共同利用区域内の他の新規利用希望者がサービスの提供を希望した場合は、免許人はこれを拒否してはならず、基地局等設備の技術的制約の範囲内において、当該希望者の要望に応えるように努めること。

また、新規利用希望者に対し、共同利用区域内においてサービス提供を行っていることを周知するため適切な広報活動を行わなければならない。

当該周知広報活動は再免許の条件となる。

#### (15) その他

上記の手続については標準的なものを記載したものであり、個別の特殊な事情により上記の手続をとることが困難である場合は、総合通信局等に相談の上で、その指示に従って手続を行うことを妨げるものではない。

### 3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係

#### (1) 事業開始に必要な手続

自ら設置したローカル5Gを自己の需要により利用する場合は、電気通信事業に該当しないことから、電気通信事業の登録（電気通信事業法第9条）及び届出（同法第16条第1項）を要することなくローカル5Gの利用を開始することができる。

他方、他人の需要に応じてローカル5G（コア機能など一部の機能のみである場合を含む。）を提供して、その利用料又は広告収入等により利益を得る目的で電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模や区域の範囲等に応じ、電気通信事業の登録又は届出が必要となる。

ただし、電気通信事業に該当する場合であっても、その一の部分の設置の場所が他の部分の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備等によりローカル5Gを提供する場合は、電気通信事業法第164条第1項第2号により適用除外となるため、電気通信事業の登録及び届出を要することなく当該事業を開始することができる。

また、例えば自己の社員や社宅、グループ企業、協力会社等に対して費用負担を求めず、又は実費のみを徴収して電気通信役務を提供する場合など、無償・原価ベースで他人にローカル5Gを提供する場合は、電気通信事業を「営む」に該当せず、電気通信事業の登録及び届出を要することなく当該事業を開始することができる。

ローカル5Gの提供に当たって、電気通信事業の登録又は届出を要するかどうかは、具体的なサービス形態によって異なる。以下の事例を参考にして登録又は届出の要否を判断する必要がある。なお、不明点がある場合には、本店住所を所管する総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。）に相談を行うことができる。

#### 【電気通信事業法】

##### （電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第

七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一～五 略  
2～6 (略)

（適用除外等）

第一百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業

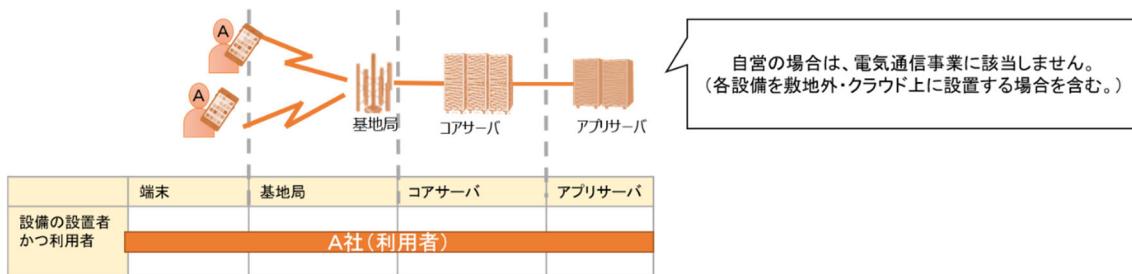
二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

イ ドメイン名電気通信役務  
ロ 検索情報電気通信役務  
ハ 媒介相当電気通信役務

2～5 (略)

事例1 利用者（A社）が自営でネットワークを構築する場合

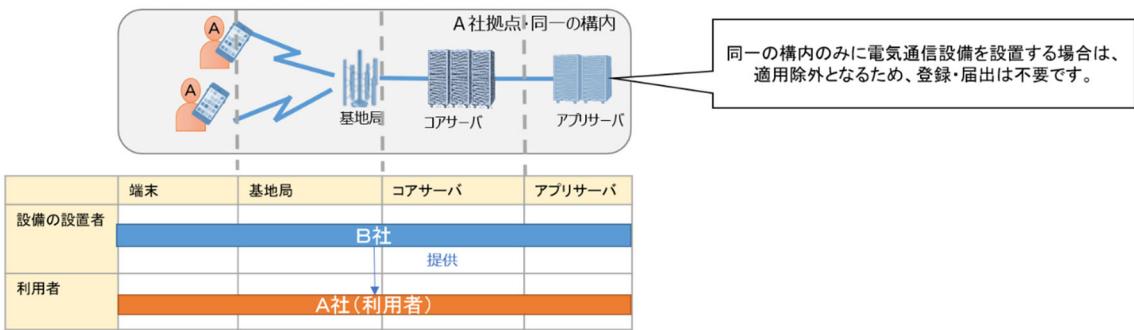


**A社は、登録・届出不要**

※A社の社員以外の利用者にローカル5Gのネットワークを利用させる場合であっても、A社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、電気通信事業を「営む」に該当せず、**登録・届出不要**

設備の設置者とは、電気通信設備（通信できるようにされた機械、器具、線路その他の電気的設備）を継続的に管理・支配する者をいう（以下同じ）。

**事例2－1 利用者（A社）はネットワークを構築せず、他者（B社）が利用者のネットワークを構築する場合で、同一の構内に電気通信設備を設置する場合（同一の構内に基地局とコアサーバなどを設置する）**

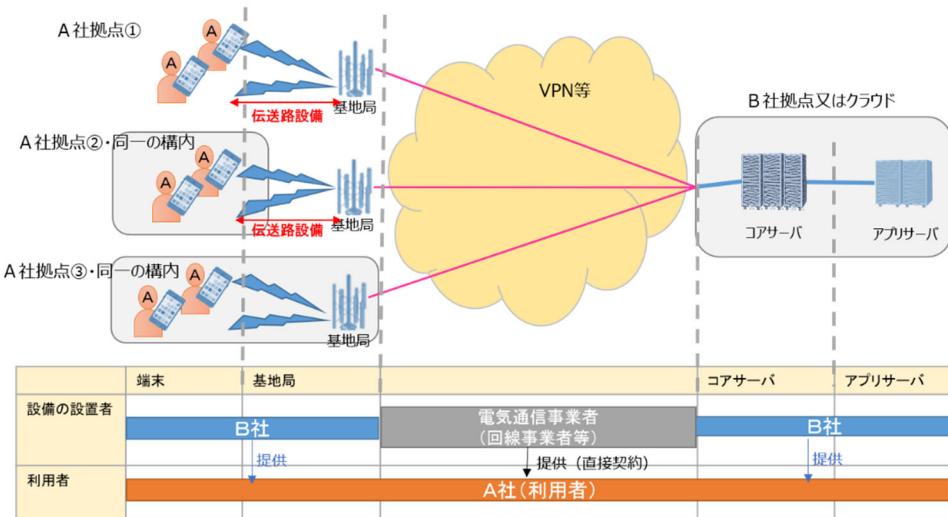


**A社は、登録・届出不要**

**B社は、登録・届出不要**

※図のような独立したネットワークを全国各地で複数構築して利用者に提供する場合であっても、ネットワークを構成する電気通信設備が同一構内にどまれば、事業法第164条第1項第2号により適用除外となるため登録・届出不要

**事例2－2 利用者（A社）はネットワークを構築せず、他者（B社）が利用者のネットワークを構築する場合で、電気通信設備が同一の構内にどまらない場合（異なる場所に基地局とコアサーバなどを設置する場合）**

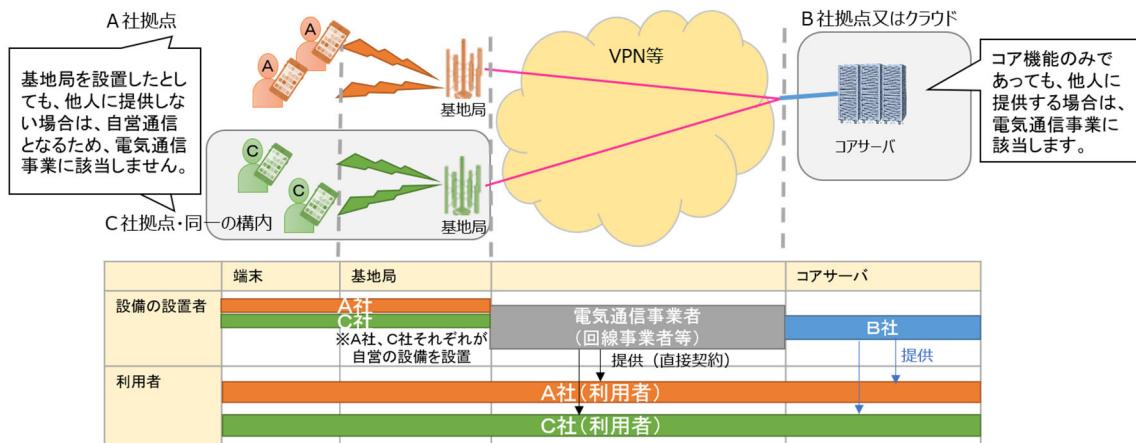


**A社は、登録・届出不要**

**B社は、登録又は届出必要**

※ ただし、B社がA社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、電気通信事業を「営む」に該当せず、登録・届出不要

事例3 利用者（A社・C社）自らが基地局を開設して無線アクセスネットワークを構築し、  
他者（B社）がコア機能を構築する場合（異なる場所に設置したコアサーバを他者が提供する場合）



**A社、C社は、登録・届出不要（自営の通信のため）**

**B社は、届出必要（他人の通信を媒介するため）**

※ ただし、B社がA社・C社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、  
電気通信事業を「営む」に該当せず、登録・届出不要

上記の事例2－2及び事例3のように、ローカル5Gを提供して電気通信事業を行う場合には、事業の開始前に、電気通信事業法施行規則で様式が定められている電気通信事業登録申請書又は電気通信事業届出書に加えて、ネットワーク構成図、提供する電気通信役務に関する書類等を、本店住所を所管する総合通信局等に提出する必要がある。手続の詳細、様式及び記載例は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の登録・届出の手続について：

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\\_suishin/tetsuzuki/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html)

電気通信事業参入マニュアル：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000739290.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000739290.pdf)

電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000477428.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf)

## (2) IMSI取得に関する考え方

ローカル5Gは、端末の認証や位置情報管理等を行うため、ITU-T勧告E.212に準拠するIMSI (International Mobile Subscription Identity)を使用する必要がある。使用するIMSIについては、ローカル5Gの利用形態・提供形態に応じてそれぞれ以下に示すとおりとする。

- ① HSS (Home Subscriber Server) / UDM (Unified Data Management)

等により構成されるコアネットワークを含むローカル5Gを自ら構築し、自己の需要のみのためにローカル5Gを利用する場合は、「999-002」から始まるIMSIを使用することとする<sup>\*1</sup>。

- ② ローカル5Gの提供（コア機能のみの提供を含む。）が（1）の考え方に基づき電気通信事業の登録及び届出が不要と判断される場合は、「999-002」から始まるIMSIを使用することとする<sup>\*1</sup>。
- ③ 電気通信事業者が他人の需要に応じてローカル5Gの提供（コア機能のみの提供を含む。）を行う場合は、「440」又は「441」から始まるIMSIを使用することとする<sup>\*2</sup>。

※1：「999-002」から始まるIMSIについては、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課に対して、指定申請を行うこと（記載例は付録3に記載）。なお、「999-002」から始まるIMSIの使用は、プライベートネットワークにおける内部使用に限るものとする。また、使用する場合にあっては、ローミングを行ってはならない。

※2：「440」又は「441」から始まるIMSIについては、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室に対して、電気通信番号使用計画の認定申請と合わせて、指定申請を行うこと。

#### 【IMSIの使用例】

ローカル5Gの利用形態又は提供形態	使用可能なIMSI
コアネットワーク及びアクセスネットワークを自ら構築し、自己の需要によりローカル5Gを利用する場合	【999-002-*****】 ただし、プライベートネットワークにおける内部使用に限る。
ローカル5Gの提供に係る電気通信設備の設置が同一の構内にとどまる場合	
ローカル5Gの提供が電気通信事業を「営む」に該当しない場合	
電気通信事業者がローカル5Gを提供する場合	【440-***-*****】 【441-***-*****】

電気通信事業者が電気通信番号を使用するための手続：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/tel\\_number/new\\_framework.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html)

#### (3) 電気通信事業の登録又は届出後の手続

電気通信事業の登録又は届出後、以下の手続が必要である。

### 1) 電気通信番号使用計画の認定申請(IMS)

「440」又は「441」から始まるIMSについては、電気通信事業の登録又は届出後に、電気通信番号使用計画の認定申請を行うことになる。サービス開始前に電気通信番号規則で様式が定められている電気通信番号使用計画認定申請書を、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課番号企画室に提出し、電気通信番号の指定を受ける必要がある。手引き及び様式は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業者が電気通信番号を使用するための手続 :

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/tel\\_number/new\\_framework.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html)

なお、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、事前に、変更認定の申請手続を行う必要がある。

### 2) 事業用電気通信設備の自己確認の届出

(1) の事例2-2のA社拠点①及び②のように基地局の通信エリアが構内にとどまらない電気通信設備（いわゆる、事業用電気通信設備<sup>※1</sup>）を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第41条第1項に基づき、事業用電気通信設備を事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

また、電気通信事業法第42条第1項及び第3項に基づき、事業用電気通信設備の使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合していることを自ら確認し、電気通信事業法施行規則で定められている様式第20の2により、事業用電気通信設備の自己確認届出書等を、本店住所を所管する総合通信局等又は総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課に提出しなければならない。

なお、自己確認届出書等の記載事項に変更が生じた場合には、電気通信事業法施行規則で定められている様式第20の3により、自己確認届出書の変更届出書を提出しなければならない。

※1：事業用電気通信設備とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者等の設備のうち、伝送路設備及びこれと接続される設備等、技術基準適合維持義務の対象となる設備のことである。

### 3) 管理規程の策定・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事故の事前防止や発生時に必要な取組のうち、電気通信事業者ごとの特性に応じた自主的な取組により確保すべき事項について、電気通信事業法第44条第1項に基づく「事業用

「電気通信設備の管理規程」を作成し、事業の開始前に、電気通信事業法施行規則で定められている様式第21により、事業用電気通信設備の管理規程を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

なお、管理規程を変更したときは、電気通信事業法施行規則で定められている様式第22により、管理規程変更届出書を提出しなければならない。

#### 4) 電気通信設備統括管理者の選任・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針・体制・方法に関する業務を統括管理させるため、電気通信事業法第44条の3第1項に基づき電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

また、電気通信設備統括管理者を選任したときには、同条第2項に基づき、電気通信設備統括管理者の選任届出書を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

なお、電気通信設備統括管理者の選任届出書を提出後に当該管理者を選任又は解任したときにも、電気通信設備統括管理者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

#### 5) 電気通信主任技術者の選任・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、電気通信事業法第45条第1項に基づき電気通信主任技術者を選任しなければならない。

また、電気通信主任技術者を選任したときには、同条第2項に基づき電気通信主任技術者規則で定められている別表第1号様式により、電気通信主任技術者選任又は解任届出書を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

ただし、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者であっても、電気通信主任技術者規則第3条の2で定められている要件、例えば、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村の区域を超えず、当該区域における利用者の数が3万未満、かつ、一定の業務経験又は同等以上の能力を有すると認められる者が配置されている場合等に合致する場合には、電気通信主任技術者を選任する必要はない。

なお、電気通信主任技術者選任届出書を提出後に当該技術者を選任又は解任したときにも、電気通信主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

2)～5) の制度概要は以下のホームページに掲載している。

事業用電気通信設備の安全・信頼性を確保するための制度：

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/net\\_anzen/jigyoyo/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jigyoyo/index.html)

※様式等は前掲の「電気通信事業の登録・届出の手続について」に掲載している。

#### 6) 契約数の報告

(1)の事例2－2のように、基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する電気通信事業者は、毎四半期経過後1月以内（1月、4月、7月及び10月末日）に、電気通信事業報告規則で定められた様式12の3により、ローカル5Gサービスの契約等状況報告を、本店住所を所管する総合通信局等又は総合通信基盤局データ通信課に提出する必要がある。なお、様式は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の報告について：

[https://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/houkoku\\_kisoku.html](https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/houkoku_kisoku.html)

#### 7) 電気通信事業の変更申請・届出、氏名等変更届出、電気通信事業承継届出、電気通信事業廃止届出等の提出

電気通信事業又は提供する役務に変更があったとき、電気通信事業者の氏名等に変更があったとき、法人の分割又は合併により電気通信事業者の地位を承継したとき、事業を廃止したとき等、電気通信事業及び電気通信事業者に変更が生じたときには本店住所を所管する総合通信局等に書類を提出する必要がある。なお、手続の詳細、様式及び記載例は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の登録・届出の手続について：

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\\_suishintetsuzuki/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishintetsuzuki/index.html)

## 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携

### (1) 連携に関する基本的考え方

本ガイドラインの策定時においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではないが、今後、様々な主体による多様なサービスの提供を促進する観点から、現行法令の範囲内において、事業者間におけるネットワークの利用や設備、技術等の提供等の連携を認めることとする。

ただし、ローカル5Gの制度趣旨に即した連携の実施の観点及び公正競争を確保する観点から、以下(2)及び(3)に掲げる事項について留意することが必要である。

### (2) 連携によるサービスの補完との関係

#### 1) 全国MNOのサービスの補完を目的とした連携

全国MNOのサービスを補完することを目的として、又は実質的に補完する形態でローカル5G帯域を利用することは、ローカル5Gの本来の趣旨にそぐわないものであり、このようなローカル5G帯域利用は認められない。例えば、ローカル5G帯域と全国MNO向け帯域をキャリアアグリゲーションして全国MNOの利用者向けサービスを提供することや、全国MNOの利用者がローカル5Gのネットワークに対してローミングインする用途のみにローカル5G帯域を用いることが該当する。

#### 2) 連携によるローカル5Gの実現

ローカル5Gの免許人は、次のとおり全国MNO等と連携を行うことが可能である。

##### ① 全国MNOのネットワークの利用

ローカル5Gのサービスを補完することを目的として、全国MNOのネットワークを利用すること（例えば、全国MNOから卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNOとローミングを行うこと）は可能である。

##### ② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用

ローカル5Gの導入当初は、NSA構成による運用となるため、アンカーとしての自営等BWA又は全国MNO若しくは地域BWAの4Gシステム等の利用が必要となる。

一方で、既に地域BWAが利用されている等の事情により、ローカル5Gの免許人が自営等BWAをアンカーとして利用できない場合が想定される。この場合、アンカーとしての、全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用がローカル5Gの実現に不可欠なものであることを踏まえると、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人による全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用について積極的な支援を行うことが期待される。

### (3) 公正競争の確保との関係

- 電気通信事業者であるローカル5Gの免許人は、提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であること（例えば、自社の関連会社等の契約者に対してのみ著しく有利な提供条件を適用すること）、ローミングの条件等について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行うこと（例えば、自社の関連会社等が提供する端末に対してのみローミングを認めること）などは、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得る。

[電気通信事業法第29条関係]

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、ローカル5Gサービスについて、特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な取扱いを行うこと（例えば、NTT東西によるグループ内の排他的連携によるサービス提供）などは、電気通信事業法における禁止行為規制の対象となり得る。

[電気通信事業法第30条、第31条関係]

- NTT東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携（例えば、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNO等とローミングを行うこと）、異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供（例えば、異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと）などは、原則として認められない。

なお、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの（例えば、NSA構成における全国MNO等との連携）である場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする。

※ なお、上記の例示は、電波法又は電気通信事業法上問題となり得る行為を網羅的に記載したものではなく、これらの法律の規定の適用については、個別の事案ごとに判断されるものである。

## 5. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されているローカル5G等のサービスイメージを前提として策定したものであり、技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。

別紙1 4.6～4.8GHzの周波数帯において、屋内に設置することが出来ない地域

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、九戸郡野田村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、静岡市、浜松市
愛知県	新城市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山县	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知

	夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡饭南町
岡山県	真庭市、苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市、三潴郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、東彼杵郡波佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市、西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別紙2 4.8～4.9GHz の周波数帯において、マクロセル基地局等を陸上（海域を除く。）に設置することが出来ない地域

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知

	内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡藤里町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町、北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
静岡県	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、静岡市、浜松市
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山县	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隱岐郡海士町、隱岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市、山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市、阿武郡阿武町
福岡県	柳川市、大川市

佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別紙3 4.8~4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を陸上（海域を除く。）に設置する場合に不要発射の強度の値に制限が設けられている地域

都道府県	市町村
北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡佐呂間町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、目梨郡羅臼町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村
秋田県	男鹿市、山本郡八峰町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町
静岡県	御前崎市、牧之原市

和歌山県	東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	米子市、境港市
島根県	松江市、浜田市、出雲市、安来市、雲南市
長崎県	対馬市
宮崎県	日南市、串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、大島郡伊仙町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、石垣市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町

別紙4 4.8～4.9GHz の周波数帯において、マクロセル基地局等を海域に設置することが出来ない地域

- (1) 領海の外側の海域
- (2) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市町村
北海道	函館市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	むつ市、西津軽郡深浦町、下北郡大間町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村
岩手県	宮古市、久慈市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村
秋田県	能代市、男鹿市、山本郡三種町、山本郡八峰町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市
愛知県	豊橋市

三重県	尾鷲市、熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町
和歌山県	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市
山口県	萩市、阿武郡阿武町
福岡県	福岡市、宗像市、糸島市
長崎県	対馬市、壱岐市
宮崎県	日南市、串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町

(3) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道東岸（納沙布岬～厚岸湾）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の1の項に掲げる線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるイの点（チキウ岬南端）からヨの点（松前大島難波岬南端）まで、タの点（松前大島西北西端）からネの点（神威岬北西方のメノコ岩北西端）まで及びラの点からマの点（宗谷岬北端）までをそれぞれ順次結んだ線
本州東岸（三陸海岸）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の2の項に掲げるイの点（弁天鼻牛島南端）からリの点までを順次結んだ線
本州北西岸北部（能登半島～下北半島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の12の項に掲げるイの点（猿山岬西端）とロの点（舳倉島西端）を結んだ線、ハの点（舳倉島北東端）からホの点（佐渡島春日岬西端）までを順次結んだ線、ヘの点（佐渡島弾埼北端）とトの点（粟島鳥崎北西方のエン貝グリ北端）を結んだ線、チの点からヲの点（大間崎北方の弁天島北西端）までを順次結んだ線及びワの点

	(大間崎北方の弁天島東端)と力の点(尻屋崎北端)を結んだ線
本州南岸(野島崎～御前崎)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の3の項に掲げるハの点からニの点(御前崎南端)までをそれぞれ順次結んだ線
九州北岸(対馬)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の10の項に掲げる線
九州西岸(都井岬～鳥屋鼻)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の9の項に掲げるイの点(都井岬南東端)からホの点(湯瀬南端)まで及びソの点(白瀬北端)からラの点(鳥屋鼻北端)までをそれぞれ順次結んだ線
南西諸島(奄美群島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の6の項に掲げる線
南西諸島(沖縄群島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の7の項及び8の項に掲げる線

別紙5 4.8～4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を海域に設置することが出来ない地域

- (1) 領海の外側の海域
- (2) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市町村
北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、松前郡松前町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、幌泉郡えりも町、野付郡別海町、
青森県	むつ市、下北郡大間町、下北郡佐井村
岩手県	宮古市、下閉伊郡岩泉町
秋田県	男鹿市
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市
三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町
和歌山县	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市
山口県	萩市
福岡県	福岡市、糸島市
長崎県	対馬市、壱岐市

宮崎県	串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡八重瀬町

(3) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道東岸（納沙布岬～厚岸湾）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の1の項に掲げる線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるイの点（チキウ岬南端）からヨの点（松前大島難波岬南端）まで、タの点（松前大島西北西端）からネの点（神威岬北西方のメノコ岩北西端）まで及びオの点（種島西端）からマの点（宗谷岬北端）までをそれぞれ順次結んだ線
本州東岸（三陸海岸）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の2の項に掲げるイの点（弁天鼻牛島南端）からリの点までを順次結んだ線
本州北西岸北部（能登半島～下北半島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の12の項に掲げるイの点（猿山岬西端）とロの点（舳倉島西端）を結んだ線、ハの点（舳倉島北東端）からホの点（佐渡島春日岬西端）までを順次結んだ線、ヘの点（佐渡島弾埼北端）とトの点（粟島鳥崎北西方のエン貝グリ北端）を結んだ線、チの点からヲの点（大間崎北方の弁天島北西端）までを順次結んだ線及びワの点（大間崎北方の弁天島東端）とカの点（尻屋崎北端）を結んだ線
本州南岸（野島崎～御前崎）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の3の項に掲げるハの点からニの点（御前崎南端）までをそれぞれ順次結んだ線
九州北岸（対馬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の10の項に掲げる線

九州西岸（都井岬～鳥屋鼻）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の9の項に掲げるイの点（都井岬南東端）からホの点（湯瀬南端）まで及びソの点（白瀬北端）からラの点（鳥屋鼻北端）までをそれぞれ順次結んだ線
南西諸島（奄美群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の6の項に掲げる線
南西諸島（沖縄群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の7の項及び8の項に掲げる線

別紙6 4.8～4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を海域に設置する場合に不要発射の強度の値に制限が設けられている地域

(1) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市区町村
北海道	函館市、北斗市、松前郡福島町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	西津軽郡深浦町、下北郡風間浦村
岩手県	久慈市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村
秋田県	能代市、山本郡三種町、山本郡八峰町
石川県	鳳珠郡能登町
静岡県	浜松市、湖西市、牧之原市
愛知県	豊橋市
三重県	尾鷲市
鳥取県	米子市、境港市
山口県	阿武町
福岡県	宗像市
宮崎県	日南市
沖縄県	那覇市、豊見城市、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷村、島尻郡座間味村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村

(2) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるオの点（種島西端）からラの点（宗谷岬北端）までを順次結んだ線

別紙7 上空利用端末において、準同期運用を実施する場合に全国MNOとの混信その他の妨害を与えないことについての合意が不要となる離隔距離

(1) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

<u>上空利用時の最大空中線電力</u>	<u>離隔距離</u>
<u>1mW以下</u>	<u>3m</u>
<u>1mWから2mW</u>	<u>5m</u>
<u>2mWから4mW</u>	<u>6m</u>
<u>4mWから7mW</u>	<u>9m</u>
<u>7mWから13mW</u>	<u>13m</u>
<u>13mWから25mW</u>	<u>18m</u>
<u>25mWから50mW</u>	<u>25m</u>
<u>50mWから100mWまで</u>	<u>36m</u>
<u>100mWから200mWまで</u>	<u>50m</u>
<u>200mWから400mWまで</u>	<u>71m</u>
<u>400mWから800mWまで</u>	<u>100m</u>

※屋内において使用する場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

(2) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

<u>上空利用時の最大空中線電力</u>	<u>離隔距離</u>
<u>1mW以下</u>	<u>0.3km</u>
<u>1mWから2mW以下</u>	<u>0.4km</u>
<u>2mWから4mW以下</u>	<u>0.5km</u>
<u>4mWから7mW</u>	<u>0.7km</u>
<u>7mWから13mW</u>	<u>1.0km</u>
<u>13mWから25mW</u>	<u>1.4km</u>
<u>25mWから50mW</u>	<u>1.9km</u>
<u>50mWから99mW</u>	<u>2.7km</u>
<u>99mWから198mW</u>	<u>3.8km</u>
<u>198mWから395mWまで</u>	<u>5.3km</u>
<u>395mWから790mWまで</u>	<u>7.5km</u>
<u>790mWから1.58Wまで</u>	<u>10.6km</u>
<u>1.58Wから3.16Wまで</u>	<u>15.0km</u>

※屋内において使用する場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

## 別添 問合せ先

無線局の開設等に関する問合せ先は以下のとおり。

なお、海域を設置場所又は常置場所とする場合は、設置場所又は常置場所よりも最も距離の近い都道府県を管轄区域とする総合通信局等に問い合わせること。

総合通信局等	担当課	連絡先 (電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	陸上課	011-709-2311 (内線 4653)	北海道
東北総合通信局	陸上課	022-221-0682	青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	陸上第一課	03-6238-1763	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	無線通信課	026-234-9946	新潟県、長野県
北陸総合通信局	無線通信課	076-233-4483	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	陸上課	052-971-9221	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	陸上第一課 (電気通信事業者) 陸上第二課 (国・地方公共団体) 陸上第三課 (一般私企業)	06-6942-8555 06-6942-8554 06-6942-8574	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国総合通信局	陸上課	082-222-3364	鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県
四国総合通信局	無線通信課	089-936-5065	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	陸上課	096-326-7853	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合通信事務所	無線通信課	098-865-2306	沖縄県
-----------	-------	--------------	-----

電気通信事業の登録又は届出に係る手続、事業用電気通信設備の自己確認、管理規程、電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者に係る手続及び契約数の報告についての問合せ先は以下のとおり。

総合通信局等	担当課	連絡先 (電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	沖縄県

注：電気通信事業の登録又は届出の管轄は、申請又は届出しようとする法人の本

店所在地、個人であれば個人の住所により区分される。  
総合通信局等の管轄を超えてローカル5Gを提供する場合

(契約数の報告についての問合せ先)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

電話 : 03-5253-5854

e-mail : telecom-data\_atmark\_soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(事業用電気通信設備の自己確認についての問合せ先)

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

電話 : 03-5253-5862

e-mail : kikaku\_tyousei\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

IMSIの使用手続についての問合せ先は以下のとおり。

(IMSI全般(「440」又は「441」から始まるIMSIを含む。))

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

電話 : 03-5253-5859

e-mail : bango\_atmark\_soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(「999-002」から始まるIMSI)

総合通信基盤局電波部移動通信課

電話 : 03-5253-5861

e-mail : landmobile-keikaku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(上記メールアドレス中の「\_atmark\_」を「@」にしてください。)